

昭和町第4次地域福祉活動計画



みんなで支えあい、安心して
いきいきと暮らしていくために
心をつなぐ福祉の輪

令和7年3月

社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 社会福祉協議会について.....	2
3. 地域福祉、地域福祉活動計画とは.....	3
4. 地域福祉に関する法律や制度の動向	4
5. 計画の位置づけ.....	6
6. 計画の期間と進捗管理.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1. 統計データからみる昭和町の現状	8
2. アンケート結果からみる昭和町の現状	20
3. 第3次地域福祉活動計画(令和2年度～令和6年度)の成果と課題	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本方針と体系.....	42
第4章 事業の展開	43
基本方針1 協働の人づくり.....	43
基本方針2 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり	48
基本方針3 参加しやすい仕組みづくり	54
基本方針4 安心して地域で暮らせる環境づくり	61
第5章 計画の推進	62
1. 計画の推進体制.....	62
資料編.....	63
1. 昭和町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定懇話会設置要綱.....	63
2. 昭和町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定懇話会委員名簿	64
3. 計画策定の経過	65

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

昭和町社会福祉協議会は、令和2年3月に「昭和町第3次地域福祉活動計画」を策定し、“みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪”を基本理念に掲げ、地域の人びとが、住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を推進してきました。

近年、本格的な少子高齢化・人口減少時代の到来や家族形態の変化、人々の価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、世帯規模の縮小や単身世帯の増加が顕著となり、家族や地域住民同士のつながりや支えあいの意識が希薄化しています。このように私たちを取り巻く環境は大きく変化し、地域コミュニティの変容等により、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

また、高齢の親と無職の子どもの同居世帯が抱える「8050問題」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない「子どもの貧困問題」、家事や家族の世話などを日常的に行い、子ども自身の権利が守られていない「ヤングケアラー」など、「制度の狭間」にある複合的な支援を必要とするケースへの課題が浮き彫りになっています。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大により、人と人の結びつきの希薄化がさらに進んだだけでなく、地域福祉活動のあり方や経済的困窮への支援、雇用の維持など、従来の方法では解決が困難な新たな問題が生み出され、日々の生活に大きな影響をもたらしました。

このような背景から、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、公的なサービスや制度だけではなく、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO等さまざまな組織が連携し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで、さらなる発展のために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、安心して、いきいきと自分らしく活躍できる地域コミュニティを構成し、公的なサービスや制度と協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指した「昭和町第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 社会福祉協議会について

(1) 組織について

社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進するための、営利を目的としない民間組織で、昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置された社会福祉法人です。

全国組織として、全国社会福祉協議会があり、各都道府県単位とすべての市町村単位に社会福祉協議会があります。それぞれが独立した組織であり、本社・支社の関係にはありません。

社会福祉法(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

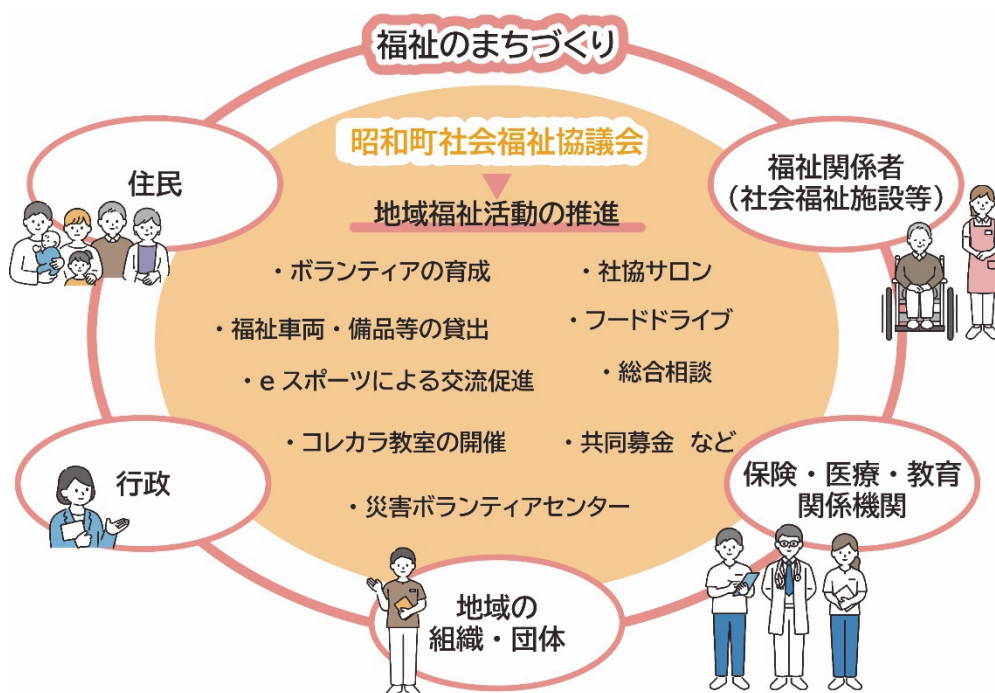
「第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされている。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 昭和町社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会には、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

そのため、昭和町社会福祉協議会は、地域住民や地域の組織・団体、社会福祉施設等の福祉関係者、および保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を推進しています。



3. 地域福祉、地域福祉活動計画とは

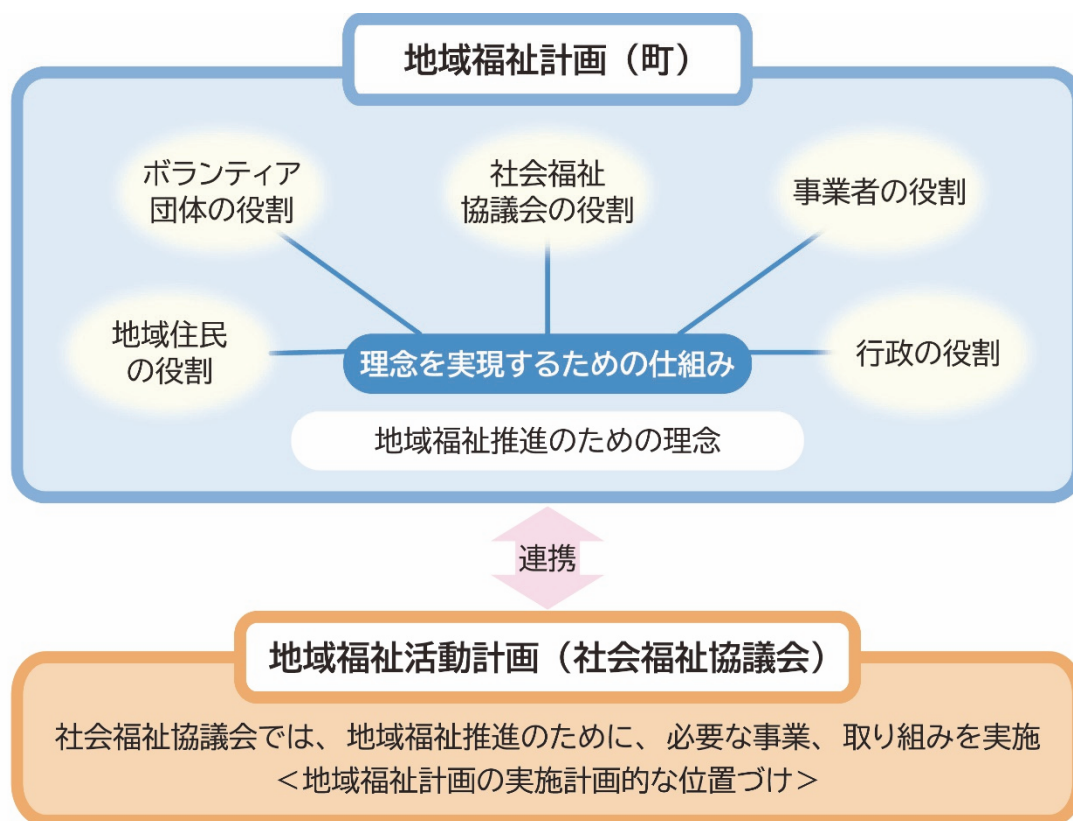
(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす誰もが、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、お互いに助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア団体、地域の事業所、行政機関など、さまざまな人たちが協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で、特に、人と人とのつながりを中心に、支援が必要な人たちの社会参加の促進が求められています。そのためには、地域住民やボランティア団体、地域の事業所などが行政機関と協力し、それぞれの役割を担いながら、よりよい方策を見つけ出していくことが重要となります。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、地域におけるさまざまな課題の解決に向けた取り組みの方向性や考え方を示し、地域住民の意見を十分に反映させ、今後5年後、10年後を見据えた目指すべき“理念”と実現するための“仕組み”を築き、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる、町が策定する行政計画です。住み慣れた地域で住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉事業所、行政などが一体となって支えあい、助けあいながら、安心して暮らしていけるような地域社会を目指します。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画で掲げられた理念の実現と地域福祉推進のために、主要な役割を担う社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を行う者等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



4. 地域福祉に関する法律や制度の動向

「昭和田第3次地域福祉活動計画」が策定された令和2年度以降の地域福祉に関する法律や制度の主な変更は以下のとおりです。

(1) 社会福祉法の一部改正(令和3年4月一部改正)

市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による「地域共生社会推進検討会」が令和元年5月から開催されました。この検討会での議論において、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支えあいや緩やかな見守りといった双方の視点を重視することにより、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。

そして、地域共生社会推進検討会の提言を受け、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、子供などの分野ごとに専門的な支援を充実させてきましたが、分野ごとで一種の縦割りだったため、相談時にたらい回しにされ、どこに相談して良いかわからない、相談先がないなどの問題がありました。そこで、どんな相談もワンストップで受ける「断らない」窓口の設置や、継続して寄り添う伴走型支援などの包括的な支援体制の構築を目指すことになりました。制度設計としては市町村の任意事業に留まりますが、国は交付金を新設して新事業を支援しています。

また、その他にも「認知症施策」や「社会福祉連携推進法人制度」の創設など、社会福祉制度が大きく変わることになりました。

(2) 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。この制度の目指す目標として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2つがあります。

この制度では、対象となる本人の自己選択、自己決定を基本にしつつ、必要な支援を受けながら、経済的自立だけではないその人なりの自立をめざします。自己肯定感や自尊感情を失っていることも多く、その尊厳の確保も重要になります。

また、生活困窮者のもつ多様で複合的な課題を解きほぐして解決に導くためには、官民を問わず地域のさまざまな力を活用した包括的な支援が必要となることから、地域に向けた取り組みを考える必要があります。例えば、生活困窮者を就労に導く支援を実施するために、地域で働く場や参加する場を創出することは、同時に、地域産業の担い手不足の解消や、コミュニティの維持、振興などの課題解決に貢献できる可能性を持ちます。「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものとせず、誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくという視点が重要となります。

(3) 成年後見制度利用促進法の成立

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とされており、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました。今後の改正においては、成年後見制度の課題として、本人の意思決定を尊重する仕組みの強化が議論されています。

(4) 自殺総合対策大綱の見直し

令和4年10月14日、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取り組み強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

(5) 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画です。

1年ごとに施策の進展等を踏まえた修正が加えられており、令和6年6月に「令和6年能登半島地震対応の教訓」が加えられました。

(6) こども家庭庁の発足

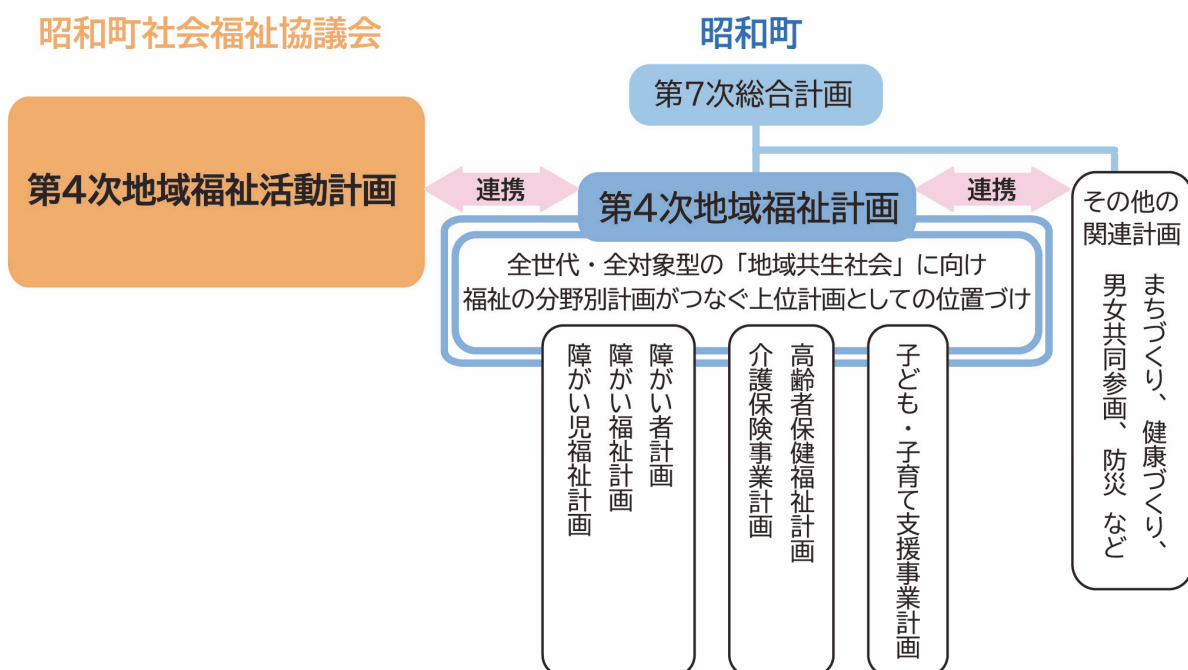
令和4年に子ども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が制定され、令和5年4月、子どもに関わる政策を総括する「こども家庭庁」が発足しました。

子どもの福祉を推進するためには、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点から施策を充実させるとともに、社会参加や地域づくりを進めていくことも重要です。児童相談所等の行政機関や児童福祉施設、民生委員・児童委員、学校などの関係者はもちろんのこと、地域住民やさまざまな関係者が参加し、協働することが求められています。地域で広がっている「子ども食堂」や「子育てサロン」等の実践には、そうした地域における協働を促進する役割が期待されています。

5. 計画の位置づけ

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、町が策定する「地域福祉計画」と両輪をなし、社会福祉法にある福祉サービスの基本理念を達成するため、地域福祉を総合的、計画的に推進する道標となるものです。

行政の各種福祉施策（障がい者計画、高齢者保健福祉計画等）と連携しながら、地域住民を主体とした福祉活動への取り組みや活動参加率の向上を図ります。加えて、福祉・保健に関わる公的支援では対応しにくい、日常生活のさまざまな困り事に対する近隣支援などの活性化のための指針や方策、また、社会福祉協議会の事業の方向性を位置づける計画です。



6. 計画の期間と進捗管理

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、本計画は活動計画(実施計画)であるため、進捗管理に関しては、PDCAサイクルに則り、事務局において毎年度、進捗チェックと次年度の取り組み内容の検討を行い、その結果から必要に応じて事業の見直しや改善を行います。なお、計画期間中であっても法律や制度の改正などにより、計画の見直しが必要となった場合は、適宜見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和町	第6次総合計画	第7次総合計画前期計画(令和6～令和9年度)				第7次後期計画	
	第4次地域福祉計画(令和5～令和9年度)					第5次地域福祉計画(予定)	
昭和町 社会福祉協議会	第3次地域福祉活動計画		第4次地域福祉活動計画(令和7～令和11年度)				
	活動・取組 進捗チェック ⇒	活動・取組	活動・取組				
			進捗チェック ⇒	活動・取組			
				進捗チェック ⇒	活動・取組		
	活動・取組 進捗チェック ⇒	活動・取組			活動・取組 進捗チェック ⇒	活動・取組	



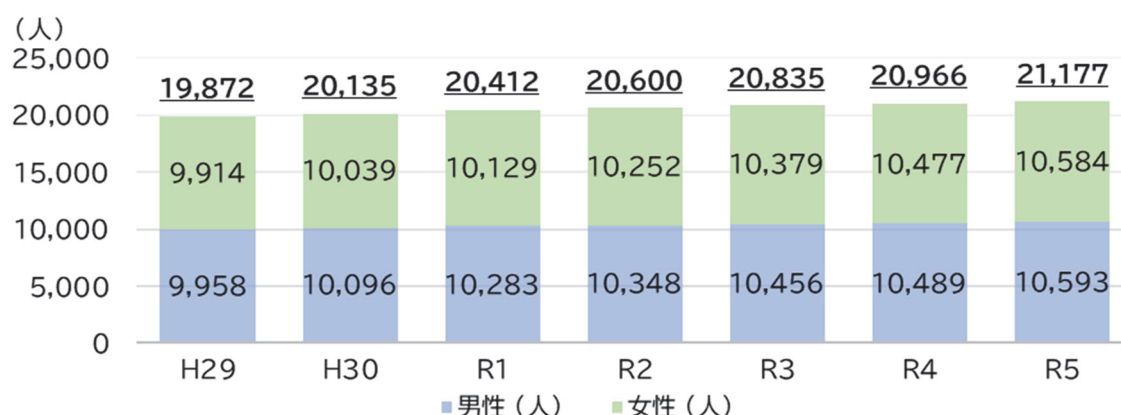
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる昭和町の現状

(1) 人口・世帯

① 総人口

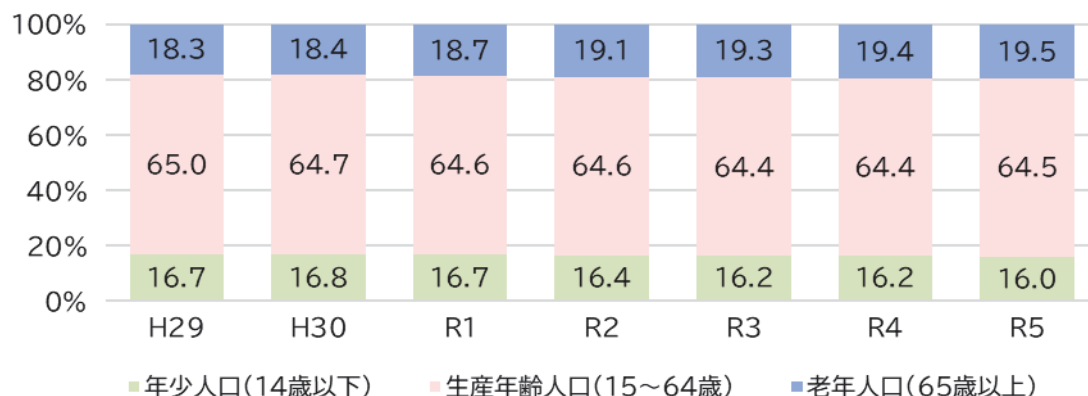
住民基本台帳による令和5年度の本町の総人口は、21,177人となっています。増加傾向で推移しており、平成30年度に20,000人を上回りました。全国的な人口減が進行していることに鑑みると、本町は数少ない人口増加自治体となっています。



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

② 年齢3区分別人口割合

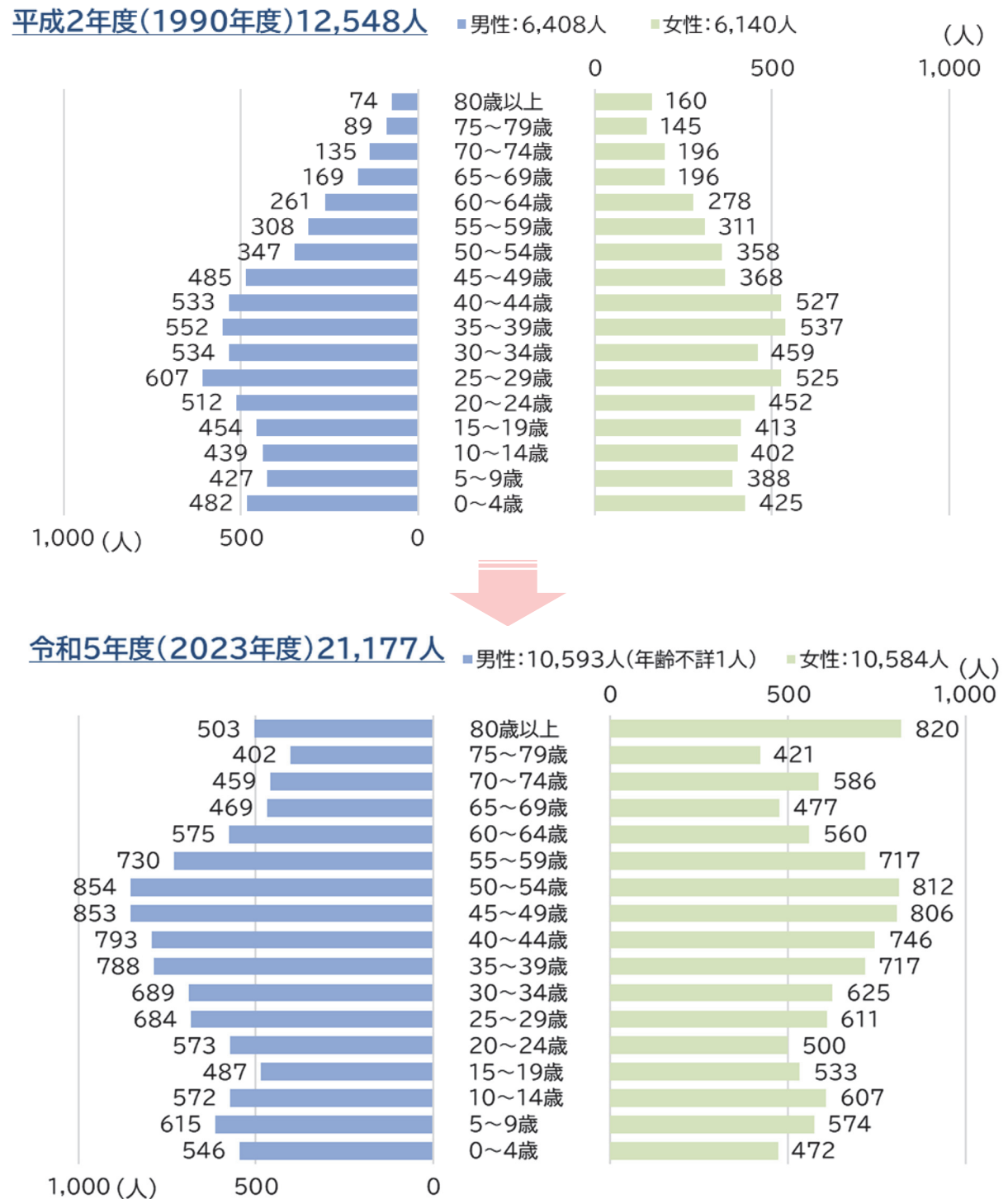
令和5年度の総人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15～64歳)が64.5%と大半を占め、老年人口(65歳以上)が19.5%、年少人口(14歳以下)が16.0%となっています。生産年齢人口(15～64歳)は微減傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向、年少人口(14歳以下)は微減傾向となっています。全国的な人口減の主な原因の1つとして挙げられる少子高齢化は、本町ではそれほど進行していないといえます。



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

③ 人口ピラミッド

本町の人口は、平成2年度(1990年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、約8,500人増加しています。グラフの形を比較すると、令和5年度(2023年度)は65歳以上の割合が多くなったことにより、つぼ型に近い形に変化し、高齢化が進んでいることがわかります。また、すべての年齢層で人口が増加していますが、14歳以下の増加の割合は小さく、少子化の傾向が表れています。

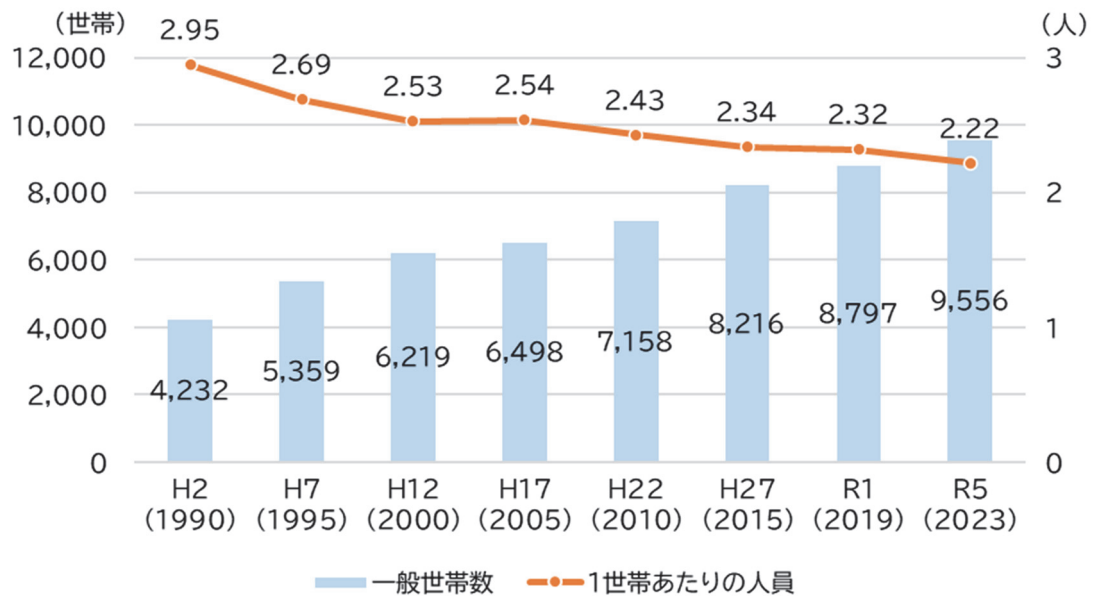


資料:国勢調査(平成2年度10月1日現在)

住民基本台帳(令和5年度10月1日現在)

④ 世帯数・1世帯あたりの人員

令和5年度(2023年度)の一般世帯数は9,556世帯、1世帯あたりの人員は2.22人となっています。平成2年度(1990年度)以降、一般世帯数は増加しており、令和5年度(2023年度)までの34年間で約5,300世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向にあることから、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が読みとれます。



資料：国勢調査(平成27年まで各年度10月1日現在)
住民基本台帳(令和元年より各年度10月1日現在)



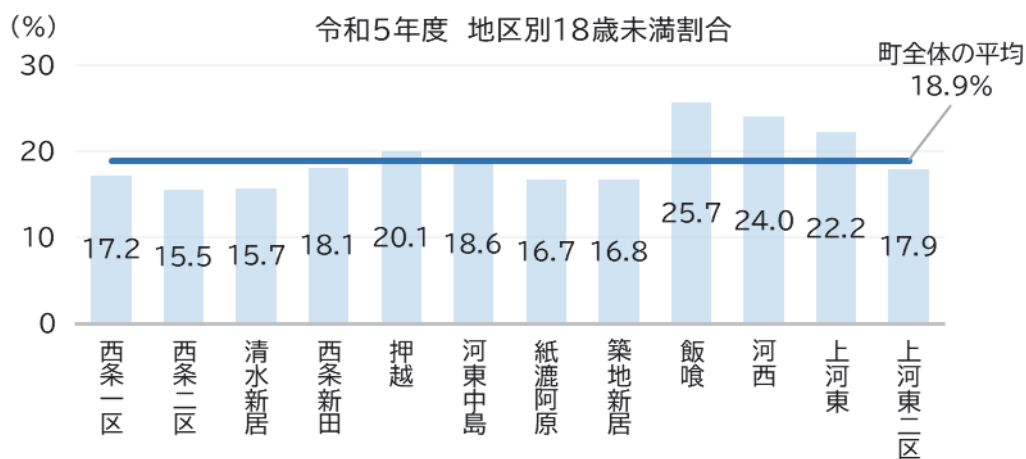
(2) 子ども

① 地区別18歳未満割合

令和5年度の地区別18歳未満の割合は、15.5～25.7%となっています。18歳未満の割合が最も高いのは飯喰の25.7%、以下、河西の24.0%、上河東の22.2%となっています。最も18歳未満の割合が低いのは西条二区です。平成30年度と比較すると18歳未満割合が最も増加している地区は、河東中島で、2.8ポイント上昇しています。一方、18歳未満割合が最も減少した地区は、上河東二区で、4.6ポイント減少しています。

18歳未満	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H30
西条一区	441 19.8%	442 19.6%	430 19.0%	403 17.9%	418 18.6%	385 17.2%	-56 -2.7%
西条二区	582 17.4%	583 17.2%	558 16.3%	549 16.0%	535 15.6%	539 15.5%	-43 -1.9%
清水新居	295 16.3%	309 16.7%	301 16.2%	310 15.9%	312 16.0%	307 15.7%	12 -0.6%
西条新田	281 18.8%	263 17.7%	257 17.1%	264 17.1%	260 17.2%	286 18.1%	5 -0.7%
押越	249 17.7%	274 18.6%	287 19.1%	299 19.4%	308 19.6%	320 20.1%	71 2.3%
河東中島	154 15.8%	147 15.2%	159 16.2%	182 18.1%	196 18.4%	205 18.6%	51 2.8%
紙漉阿原	286 18.5%	278 17.8%	266 16.9%	260 16.4%	268 16.8%	266 16.7%	-20 -1.8%
築地新居	199 16.8%	196 16.8%	199 16.9%	196 16.3%	219 17.3%	214 16.8%	15 -0.1%
飯喰	260 25.1%	275 26.1%	270 25.5%	279 25.9%	282 25.3%	294 25.7%	34 0.6%
河西	800 25.3%	823 25.1%	845 25.4%	831 25.0%	813 24.7%	801 24.0%	1 -1.3%
上河東	250 22.4%	258 23.1%	260 22.5%	256 23.3%	260 23.0%	254 22.2%	4 -0.2%
上河東二区	190 22.4%	177 21.8%	150 19.4%	165 19.9%	146 18.7%	132 17.9%	-58 -4.6%

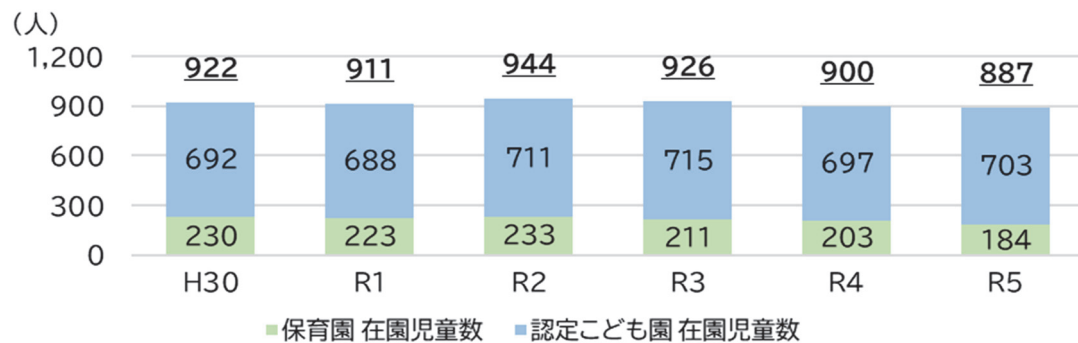
資料：住民基本台帳(上段:人数 / 下段:割合 各年度10月1日現在)



資料：住民基本台帳(令和5年度10月1日現在)

② 保育園・認定こども園

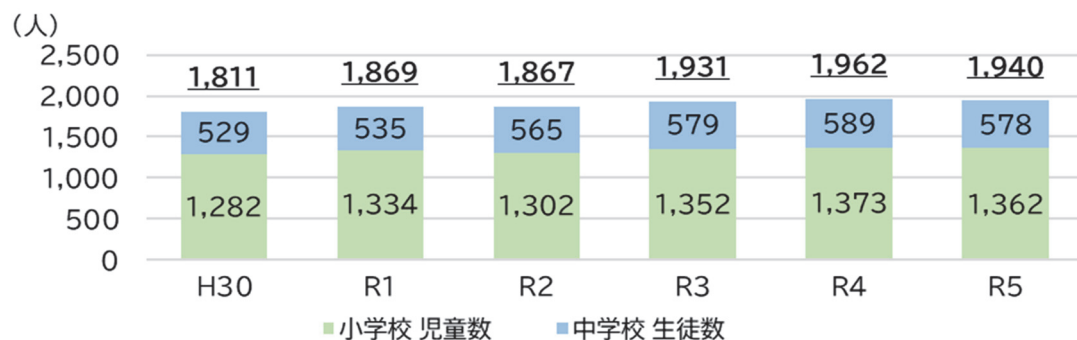
令和5年度の保育園在園児童数は184人、認定こども園在園児童数は703人となっています。令和2年度以降減少傾向にあります。



資料：子育て支援課(各年度10月1日現在)

③ 小学校・中学校

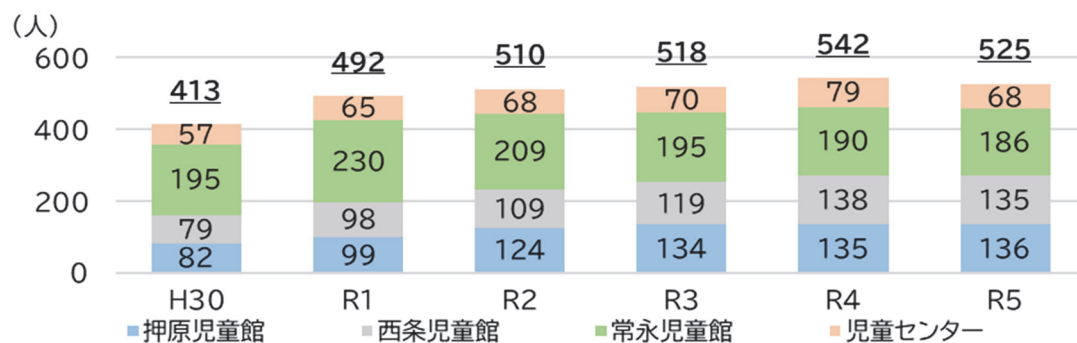
令和5年度の小学校児童数は1,362人、中学校生徒数は578人となっています。平成30年度以降、増加傾向にありましたが、令和5年度は前年度を下回っています。



資料：山梨県内の学校・学級・児童生徒数等(各年度5月1日現在)

④ 放課後児童クラブ

令和5年度の放課後児童クラブの利用者数は、525人となっています。平成30年度以降、利用者数は増加傾向にありましたが、令和5年度は前年度を下回っています。



資料：子育て支援課(各年度4月1日現在)

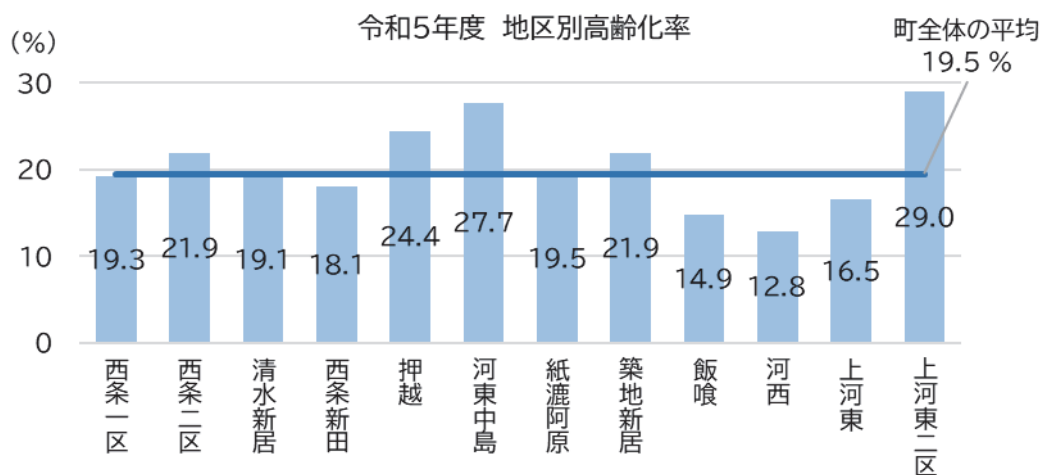
(3) 高齢者

① 地区別高齢化率

令和5年度の地区別高齢化率は、12.8～29.0%となっています。最も高齢化率が高いのは上河東二区の29.0%、以下、河東中島の27.7%、押越の24.4%となっています。最も高齢化率が低いのは河西です。平成30年度と比べると、大半の地区で高齢化率は増加しており、最も増加している地区は上河東二区で5.9ポイントの増加となっています。一方、高齢化率が最も減少している地区は、河東中島で1.1ポイント減少しています。

65歳以上	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H30
西条一区	396 17.8%	401 17.8%	420 18.6%	424 18.9%	423 18.8%	432 19.3%	36 1.5%
西条二区	697 20.9%	720 21.2%	738 21.5%	754 21.9%	754 22.0%	761 21.9%	64 1.0%
清水新居	341 18.9%	340 18.4%	350 18.8%	358 18.4%	366 18.7%	372 19.1%	31 0.2%
西条新田	257 17.2%	261 17.6%	269 17.9%	276 17.9%	274 18.1%	286 18.1%	29 0.9%
押越	344 24.5%	348 23.6%	365 24.3%	381 24.8%	384 24.4%	389 24.4%	45 -0.1%
河東中島	280 28.8%	289 29.9%	296 30.2%	300 29.9%	306 28.7%	305 27.7%	25 -1.1%
紙漉阿原	266 17.2%	278 17.8%	289 18.3%	294 18.6%	300 18.8%	311 19.5%	45 2.3%
築地新居	247 20.9%	256 21.9%	264 22.4%	269 22.4%	280 22.1%	280 21.9%	33 1.0%
飯喰	147 14.2%	155 14.7%	161 15.2%	164 15.2%	173 15.5%	170 14.9%	23 0.7%
河西	377 11.9%	385 11.7%	388 11.7%	401 12.1%	411 12.5%	428 12.8%	51 0.9%
上河東	182 16.3%	192 17.2%	197 17.1%	195 17.8%	190 16.8%	189 16.5%	7 0.2%
上河東二区	195 23.0%	193 23.8%	192 24.8%	209 25.2%	213 27.3%	214 29.0%	19 5.9%

資料：住民基本台帳(上段:人数 / 下段:割合 各年度10月1日現在)



資料：住民基本台帳(令和5年度10月1日現在)

② 高齢化率

本町の高齢化率は、山梨県や全国と比較すると、約10ポイント低くなっていますが、平成29年度以降、ゆるやかに上昇傾向となっています。令和5年度の高齢化率は19.5%となっています。



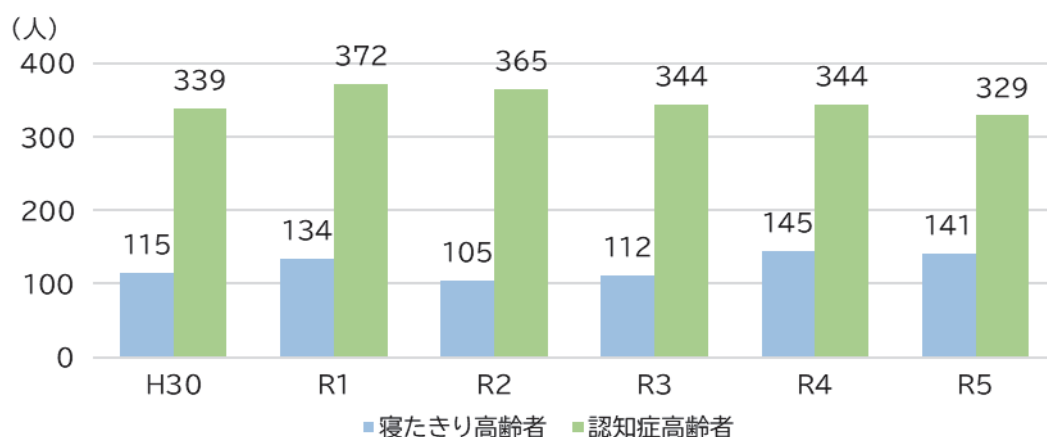
資料：昭和町 住民基本台帳(各年度10月1日現在)

山梨県 各年度高齢者福祉基礎調査結果概要

全国 高齢社会白書

③ 寝たきり高齢者・認知症高齢者

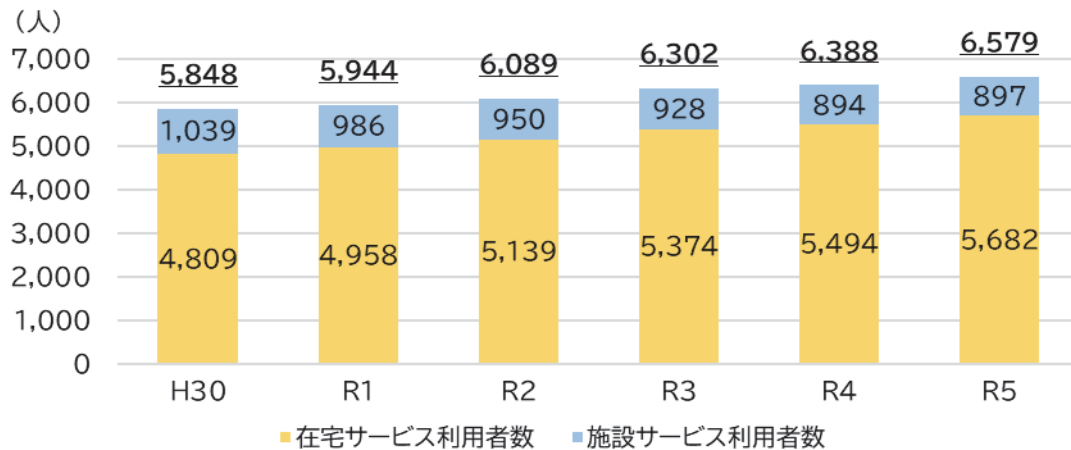
令和5年度の寝たきり高齢者は141人、認知症高齢者は329人となっています。



資料：高齢者福祉基礎調査(各年度4月1日現在)

④ 介護保険サービス利用者

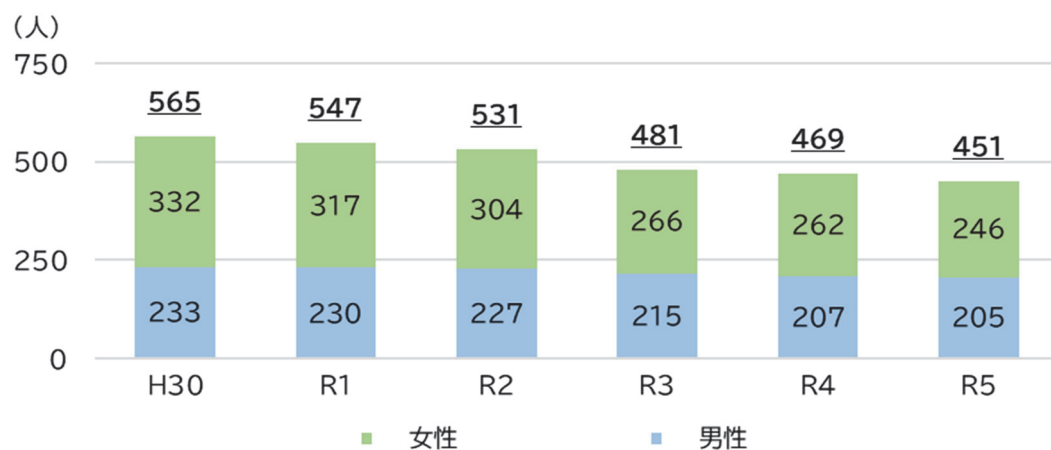
令和5年度の介護保険サービスの利用者数は、在宅サービス利用者数の5,682人と施設サービス利用者数の897人の合計6,579人となっています。平成30年度以降、在宅サービス利用者数は増加傾向にあり、介護保険サービス利用者数は増加しています。一方で施設サービス利用者数は減少傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告（令和5年度は確定値ではないため、変動の可能性があります）

⑤ 昭和町いきがいクラブ連合会¹ 会員数

令和5年度の昭和町いきがいクラブ連合会会員数は、男性205人、女性246人の合計451人となっています。平成30年度以降、男女ともに減少が続いています。



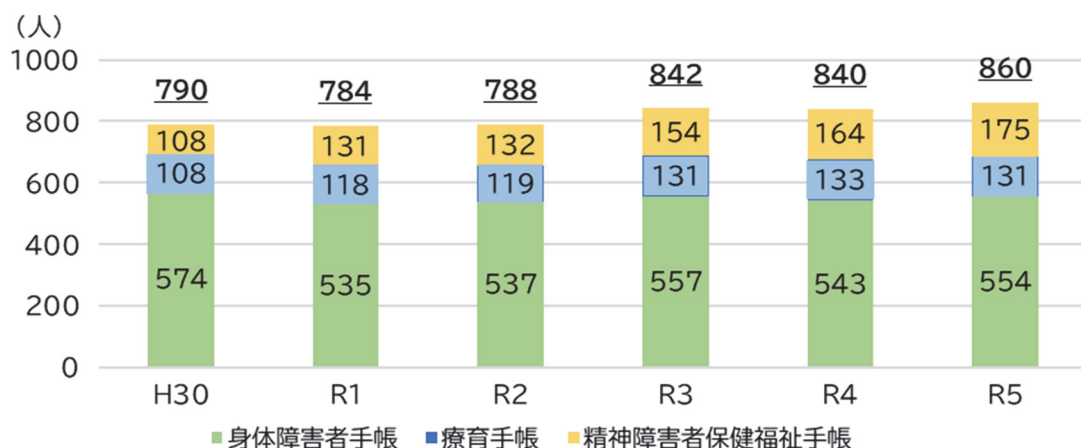
資料：昭和町社会福祉協議会 いきがいクラブ連合会（各年度3月末現在）

¹ 高齢者が各地区の活動や専門部の部活動ほかさまざまなイベントを通じて、仲間づくりや趣味の共有、知識向上や健康づくり・地域交流などができるクラブのこと

(4) 障がいがある人

① 障害者手帳交付状況

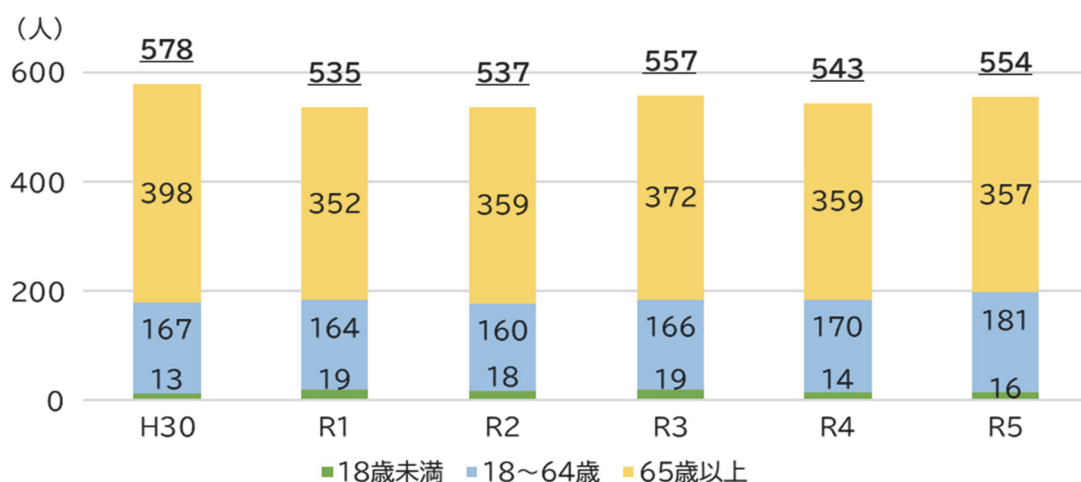
令和5年度の障害者手帳交付件数は、身体障害者手帳554件、療育手帳が131件、精神障害者保健福祉手帳が175件の合計860件となっています。精神障害者保健福祉手帳に増加傾向がみられ、平成30年度と比較して67件増加しています。



資料：町民窓口課・福祉介護課（各年度3月31日現在）

② 身体障がいがある人

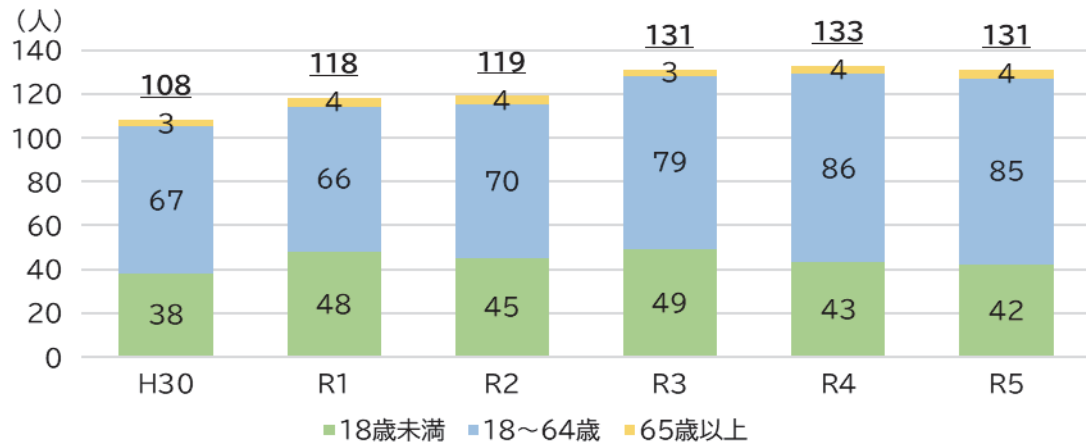
令和5年度の身体障がいがある人を年齢別にみると、18歳未満が16人、18～64歳が181人、65歳以上が357人となっており、全体の約65%を65歳以上の高齢者が占めています。平成30年度以降、18～64歳は増加傾向、65歳以上は減少傾向にあります。



資料：福祉介護課（各年度3月31日現在）

③ 知的障がいがある人

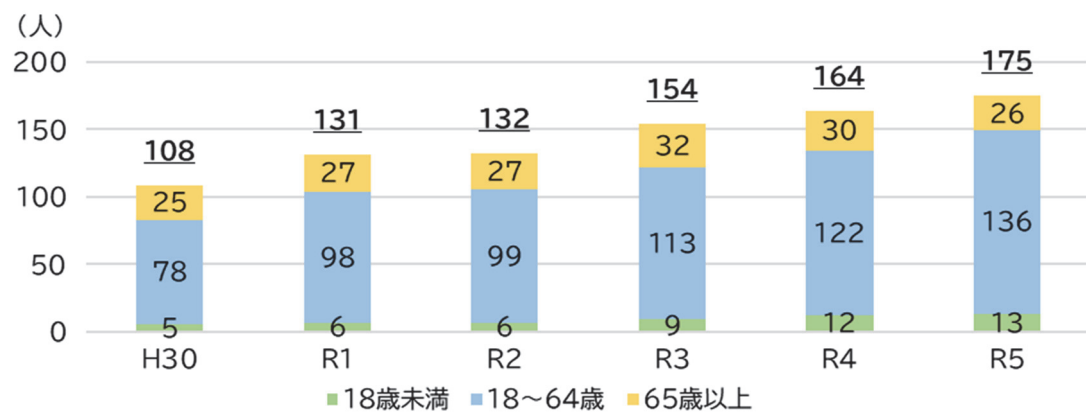
令和5年度の知的障がいがある人を年齢別にみると、18歳未満が42人、18～64歳が85人、65歳以上が4人となっており、全体の約65%を18～64歳が占めています。平成30年度以降、18～64歳が増加傾向となっています。



資料：福祉介護課（各年度3月31日現在）

④ 精神障がいがある人

令和5年度の精神障がいがある人を年齢別にみると、18歳未満が13人、18～64歳が136人、65歳以上が26人となっており、全体の約8割近くを18～64歳が占めています。平成30年度以降、18歳未満と18～64歳は増加傾向となっています。

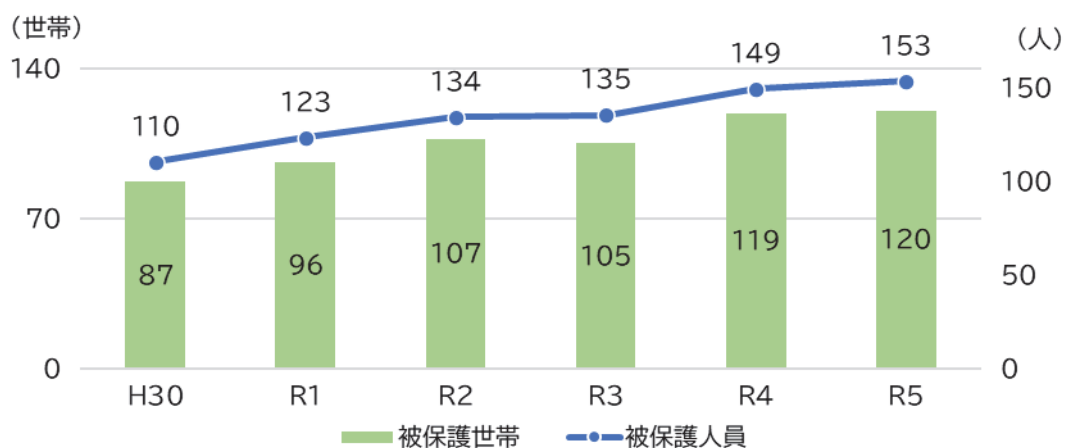


資料：福祉介護課（各年度3月31日現在）

(5) その他支援を必要とする人

① 生活保護

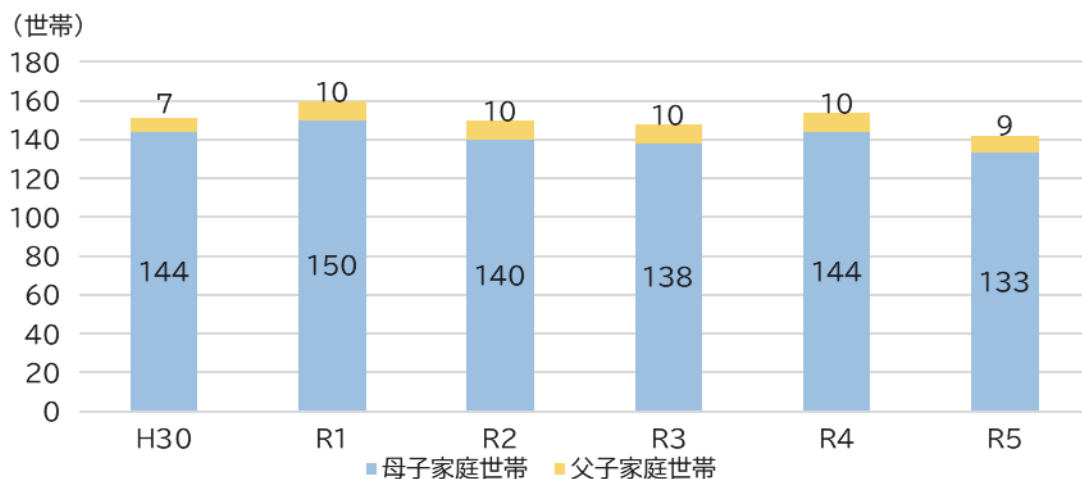
令和5年度の被保護世帯は120世帯、被保護人員は153人となっています。平成30年度以降、被保護世帯、被保護人員ともに増加傾向にあります。



資料：福祉介護課(各年度3月31日現在)

② ひとり親家庭

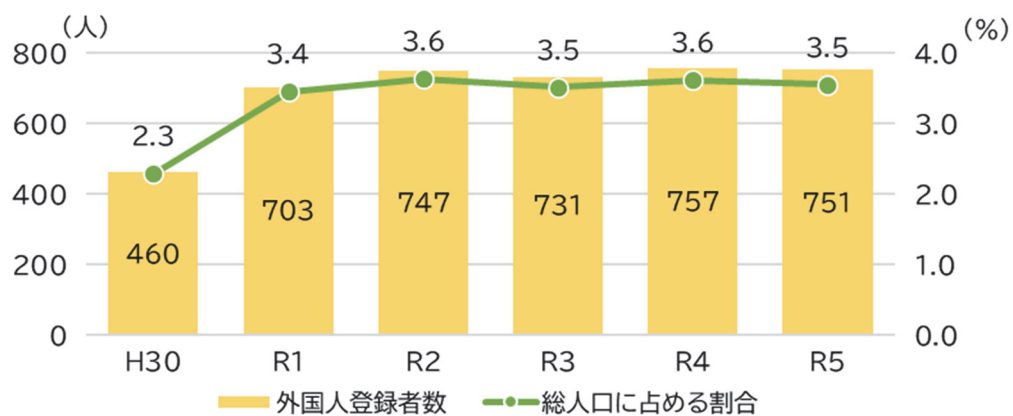
令和5年度のひとり親家庭は、母子家庭世帯が133世帯、父子家庭世帯が9世帯となっています。母子家庭世帯は平成30年度以降減少傾向にあり、父子家庭世帯は、10世帯前後で推移しています。



資料：ひとり親世帯家庭医療費受給対象者数、父子家庭食事サービス利用世帯

③ 外国人登録者数

令和5年度の町内に在住する外国人は751人となっています。令和元年度に著しく増加して以降は、横ばいで推移しています。人口に占める割合は3.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）



2. アンケート結果からみる昭和町の現状

(1) 調査概要

計画策定にあたり、地域福祉推進を目的に、住民の意向を反映するため、アンケート調査を行いました。町が「昭和町第4次地域福祉計画（令和5年3月）」を策定した際に行ったアンケート調査結果もあわせて記載しました。

※「資料：昭和町第4次地域福祉計画策定時（令和5年）アンケート結果」と記載。

【「昭和町第4次地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査】

調査期間：令和6年8月1日～8月20日

配布数：8,111世帯 回収数：990件

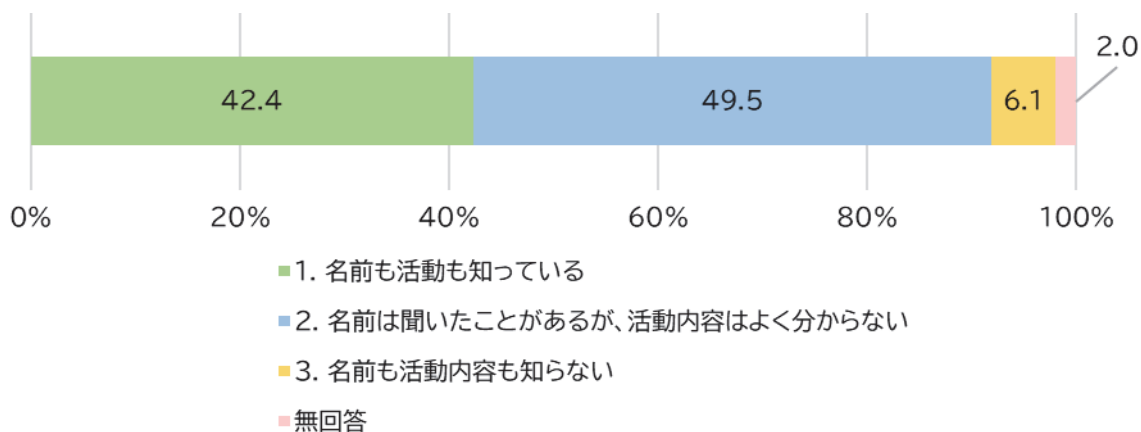
※結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計が100%とならないことがあります。

調査結果

① 社会福祉協議会について

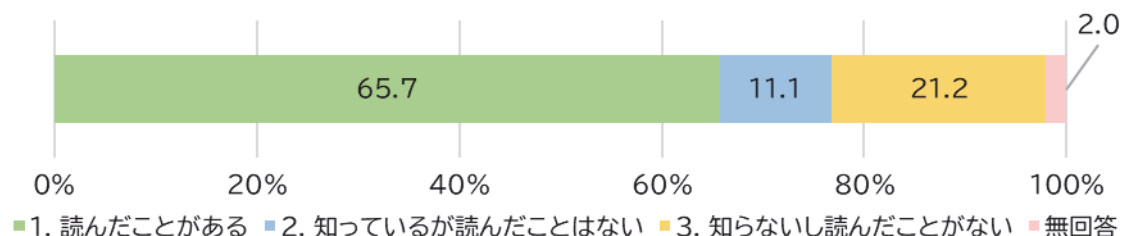
◆昭和町社会福祉協議会の認知状況

昭和町社会福祉協議会の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が49.5%で最も多く、次いで、「名前も活動内容も知っている」が42.4%となっています。一方、「名前も活動内容も知らない」は6.1%で、1割を下回っています。



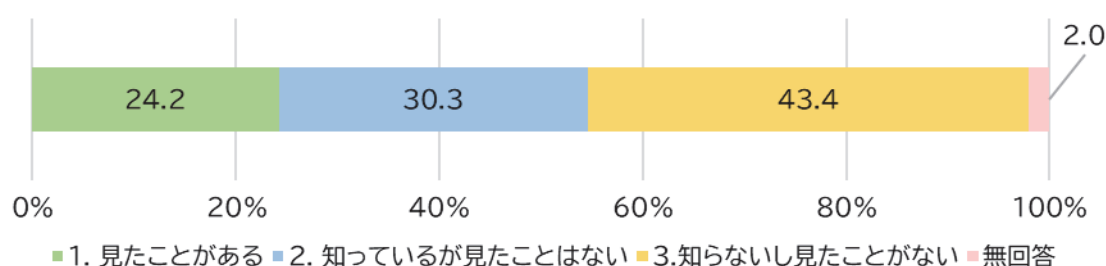
◆広報しようわ掲載の社協だより「まごころ」の認知状況

毎月町が発行している広報しようわに掲載している社協だより「まごころ」に関して、「読んだことがある」が65.7%と過半数を占めている一方で、「知らないし読んだことがない」と回答した人が21.2%となっています。



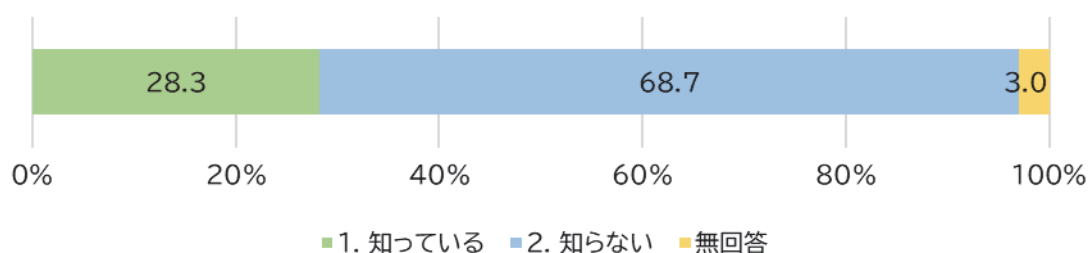
◆社会福祉協議会ホームページの認知状況

社会福祉協議会のホームページに関して、「見たことがある」の24.2%に対して、「知っているが見たことはない」、「知らないし見たことがない」と回答した人が合わせて73.7%となっています。



◆社会福祉協議会が災害ボランティアセンター²を設置運営することの認知状況

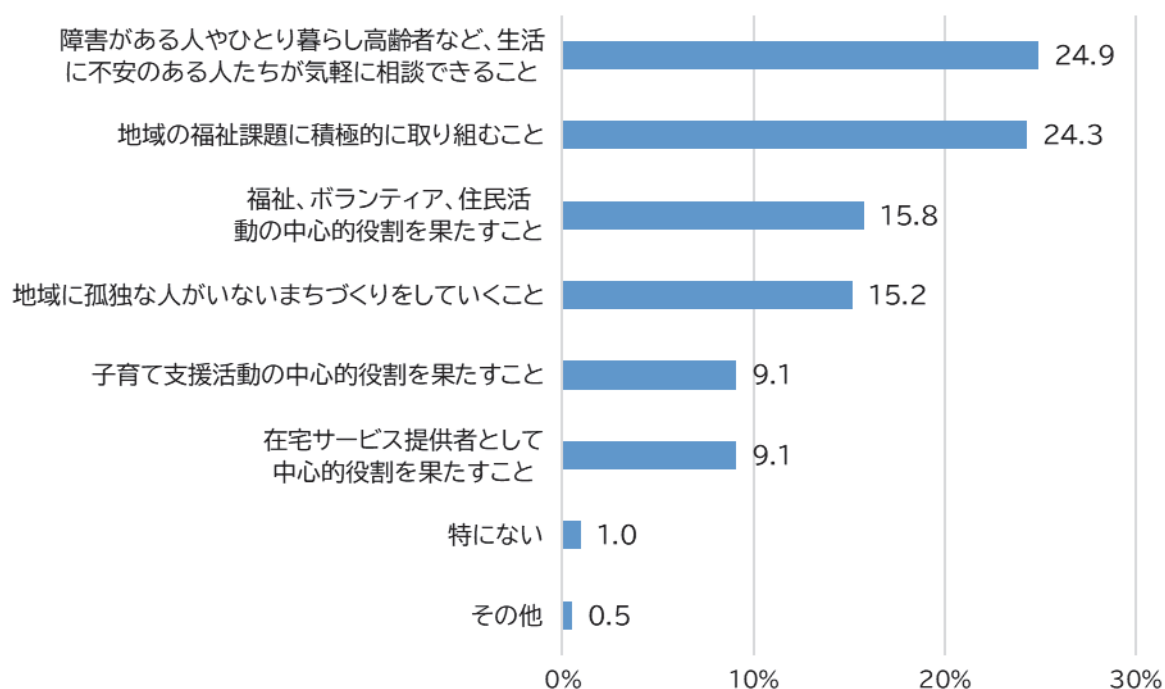
社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置運営することに関しては、「知っている」の28.3%に対して「知らなかった」は68.7%となっています。



² 発災後、町内外から集まる災害ボランティアの受入拠点のこと

◆社会福祉協議会に期待すること(複数回答)

社会福祉協議会に期待することは、「障がいがある人やひとり暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が最も多く、次いで、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」が多くなっています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

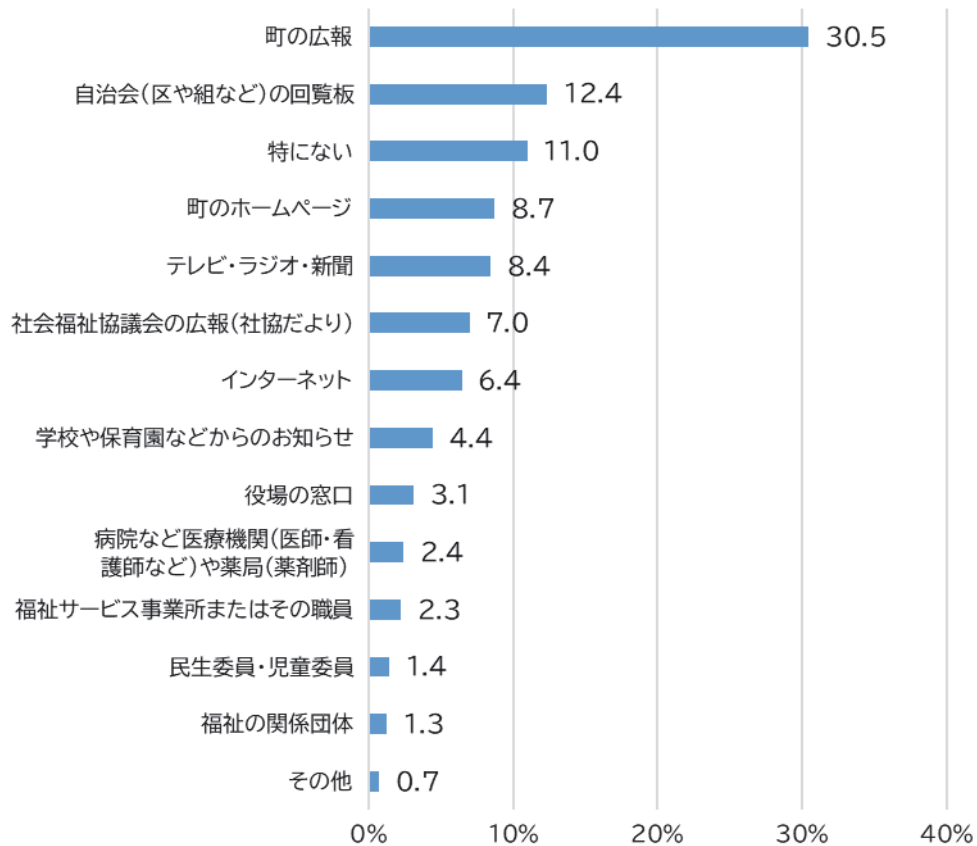


② 地域福祉について

◆福祉に関する情報の入手方法(複数回答)

福祉(高齢者、障がいのある人、児童など)に関する情報の入手先については、「町の広報」が最も多く、以下、「自治会(区や組など)の回覧板」、「町のホームページ」が続いています。

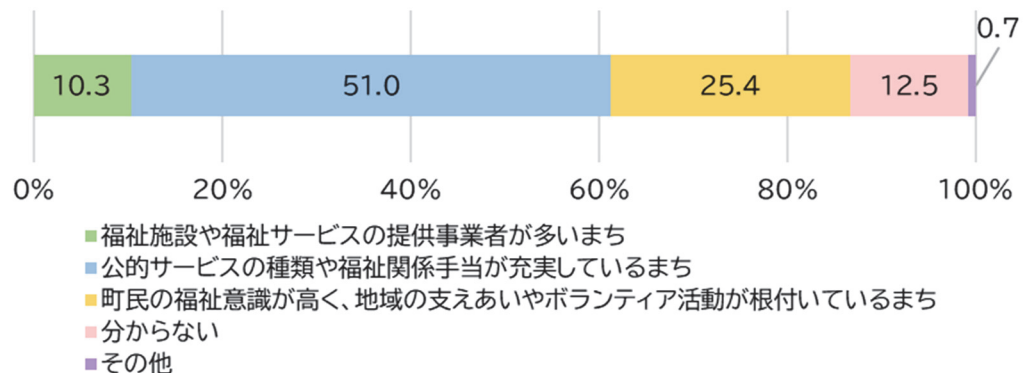
また「テレビ・ラジオ・新聞」や「インターネット」の電子媒体も活用されていることが分かります。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆「福祉水準の高いまち」とは

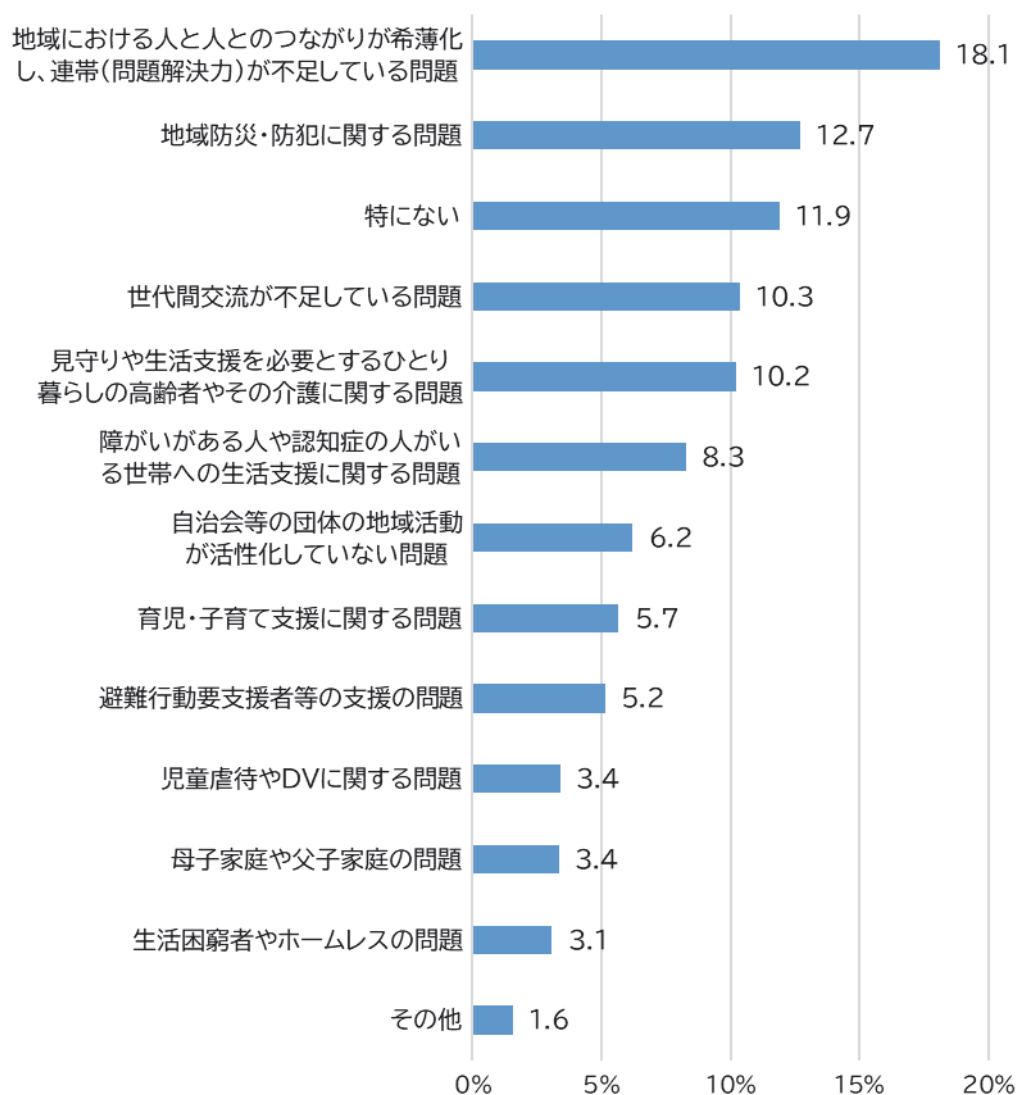
「福祉水準の高いまち」(福祉が充実しているまち)のイメージは、「公的サービスの種類や福祉関係手当が充実しているまち」が過半数を占めて最も多くなっています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆地域で安心して生活していく上での問題点や課題(複数回答)

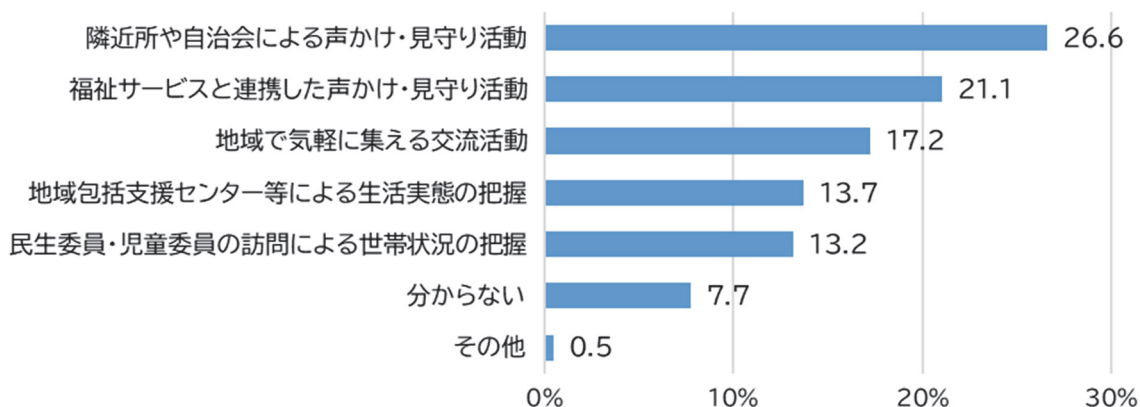
地域で安心して生活していく上での問題点や課題は、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯(問題解決力)が不足している問題」が最も多く、以下、「地域防災・防犯に関する問題」、「世代間交流が不足している問題」、「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組み(複数回答)

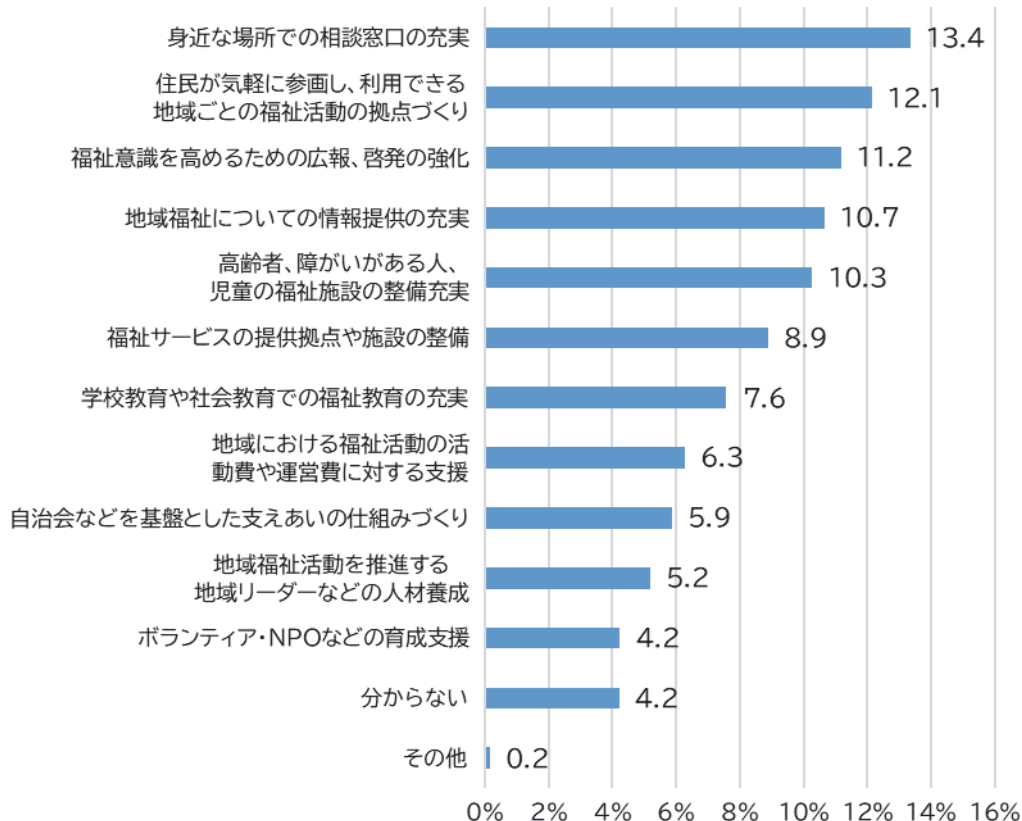
地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組みは、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が最も多く、以下、「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」、「地域で気軽に集える交流活動」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆昭和町の地域福祉の推進に必要なこと(複数回答)

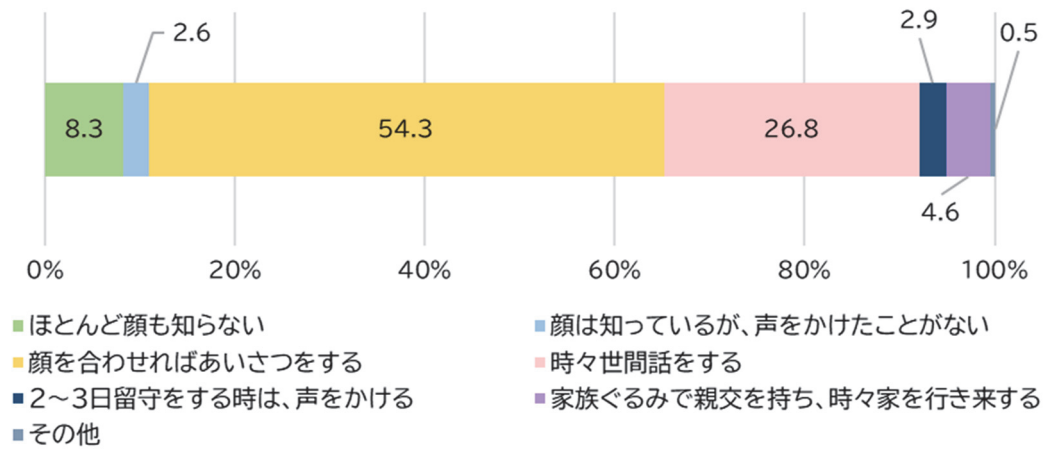
昭和町の地域福祉を推進するために、今後何が必要だと思うかについては、「身近な場所での相談窓口の充実」が最も多く、以下、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆近所付き合いの程度

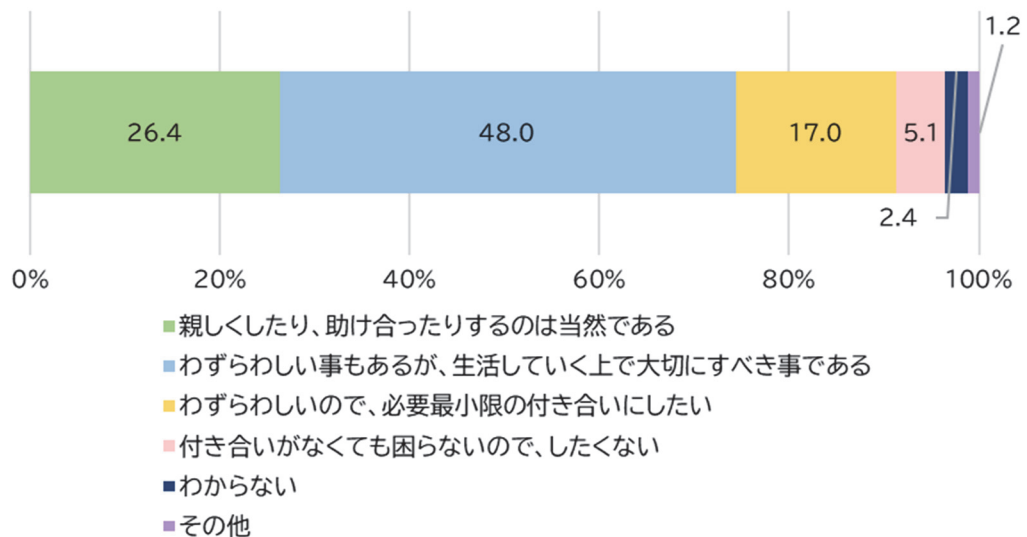
近所付き合いの程度は、「顔を合わせればあいさつをする」が最も多く、過半数を占めています。次いで、「時々世話をする」が多くなっています。



資料：昭和町 第4次地域福祉計画策定時（令和5年）アンケート結果

◆近所付き合いに対する考え方

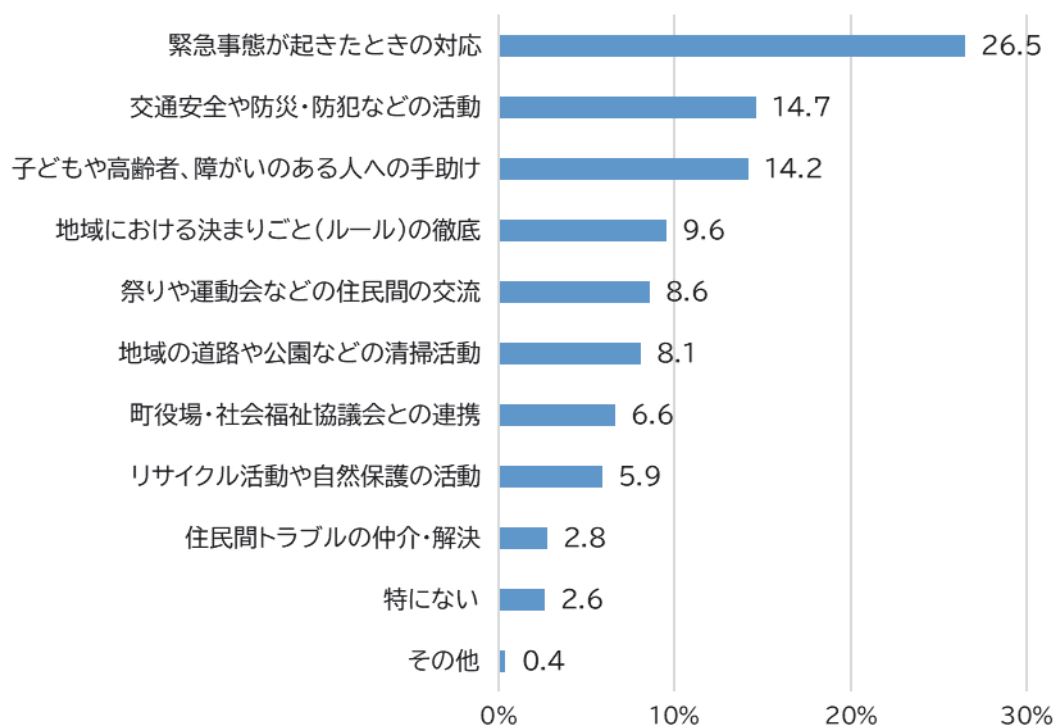
近所付き合いに対する考え方は、「わずらわしい事もあるが、生活していく上で大切にすべき事である」が最も多くなっています。一方で「わずらわしいので、必要最小限の付き合いにしたい」と「付き合いがなくても困らないので、したくない」の合計が2割を超えています。



資料：昭和町 第4次地域福祉計画策定時（令和5年）アンケート結果

◆地域の役割について期待すること(複数回答)

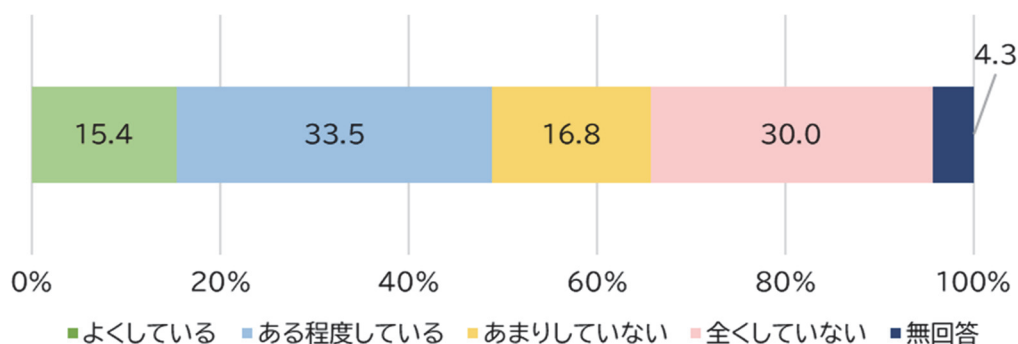
地域の役割について期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が最も多く、以下、「交通安全や防災・防犯などの活動」、「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆地域内の活動への参加状況

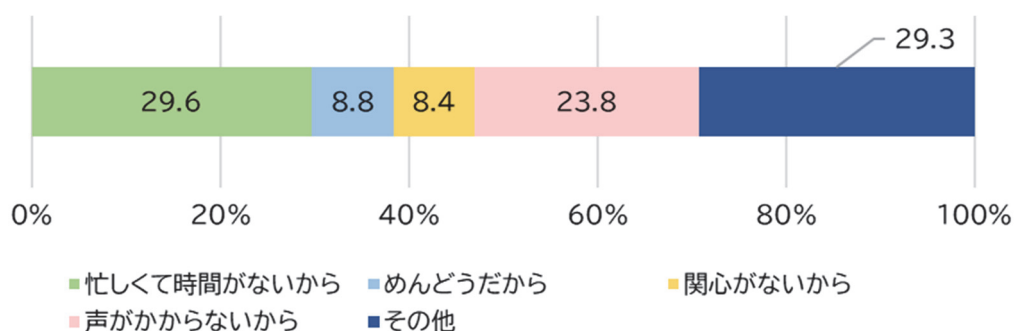
地域内の活動への参加状況は、「ある程度している」が最も多く、次いで、「全くしていない」が多くなっています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆地域内の活動へ参加しない理由(あまり参加していない人、全く参加していない人)

地域内の活動へ参加していない理由としては、「忙しくて時間がないから」が最も多く、以下、「その他」、「声がかからない」が続いています。

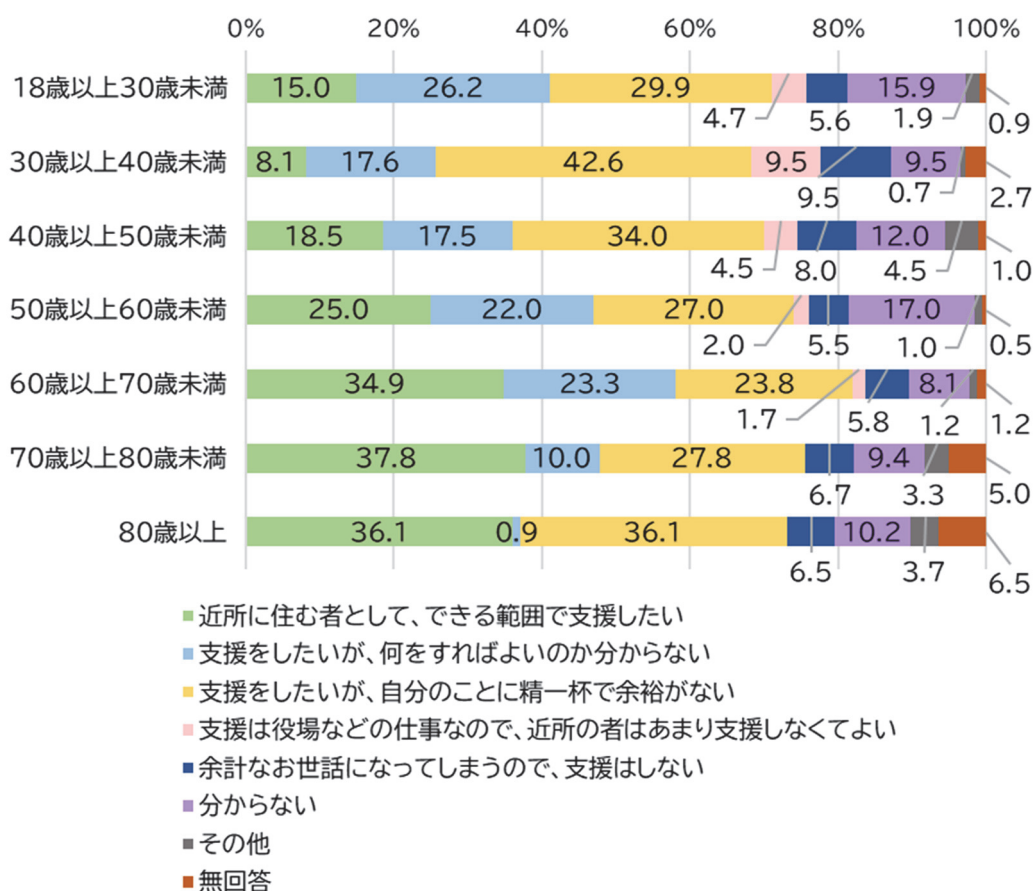


資料：昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆近所に住む支援が必要な人への接し方

日常生活における近所同士の支援活動に対しては、年代によって意識が違ってくるのがわかります。30代から40代では、「支援をしたいが、自分のことに精一杯で余裕がない」の割合が多いことが分かります。

一方、高齢層は、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」という意識をもつ回答者が多くなっています。

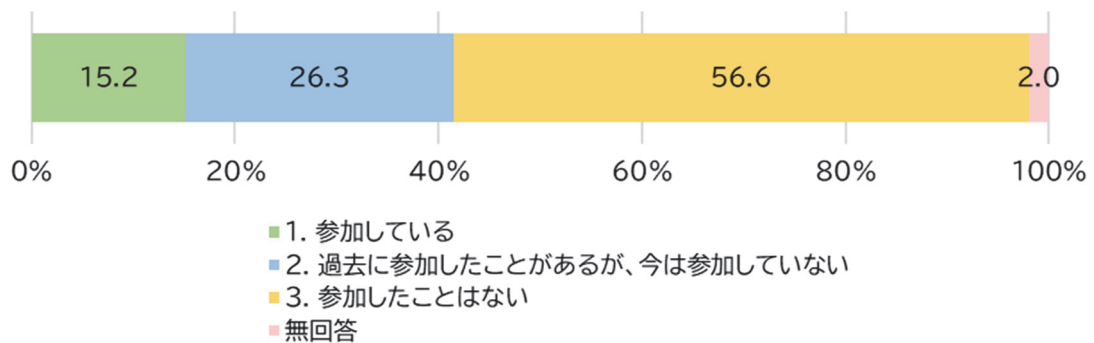


資料：昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

③ ボランティア活動について

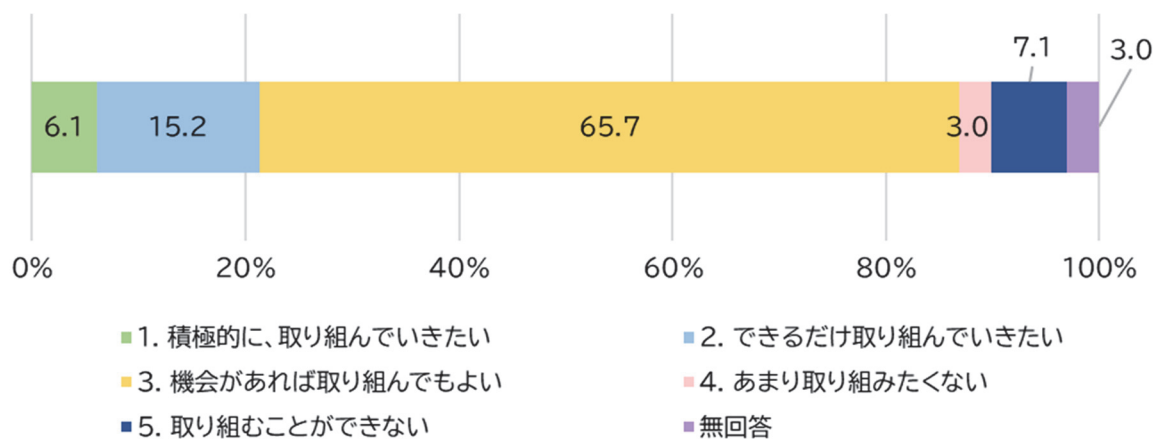
◆ボランティア活動への参加実績

ボランティア活動への参加実績は、「参加したことはない」が56.6%で最も多く、半数以上を占めています。一方、「参加している」が15.2%、「過去に参加したことがあるが、今は参加していない」が26.3%となっており、ボランティア活動をしている、したことがある実績は約4割にとどまっています。また、ボランティア活動に参加したきっかけについて聞いた設問では、「社会の役に立ちたい」や「地域活動の一環として」の回答が多くみられました。



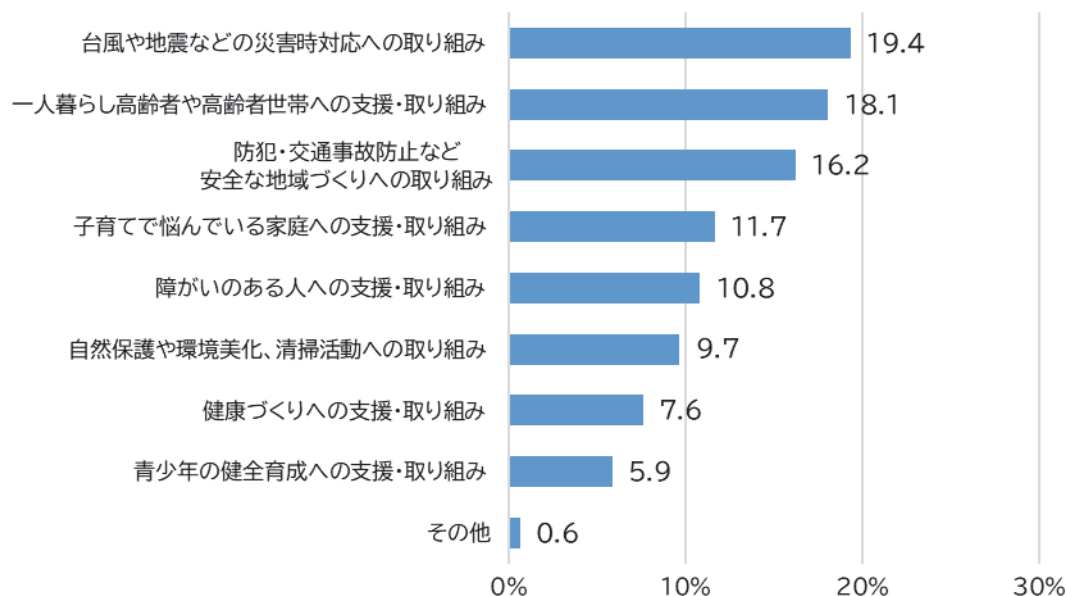
◆ボランティア活動への参加意欲

「機会があれば取り組んでも良い」が最も多く、次いで、「できるだけ取り組んでいきたい」が多くなっています。「あまり取り組みたくない」と「取り組むことができない」は合わせて約1割となっています。



◆地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題(複数回答)

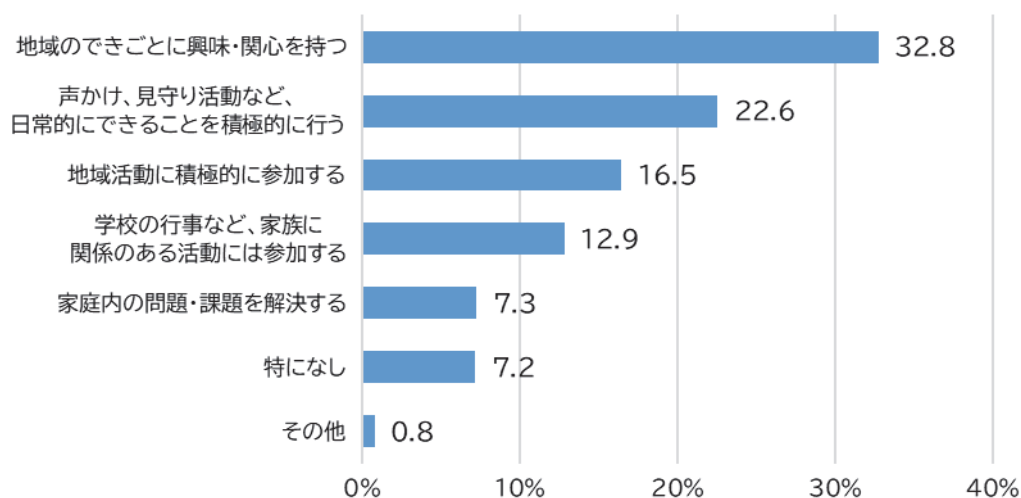
地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題は、「台風や地震などの災害時対応への取り組み」が最も多く、以下、「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援・取り組み」、「防犯・交通事故防止など安全な地域づくりへの取り組み」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆いつまでも安心して地域の中で暮らしていくために、自分ができること (複数回答)

いつまでも安心して地域の中で暮らしていくために、自分ができることは、「地域のできごとに興味・関心を持つ」が最も多く、以下、「声かけ、見守り活動など、日常的にできることは積極的に行う」、「地域活動に積極的に参加する」が続いています。

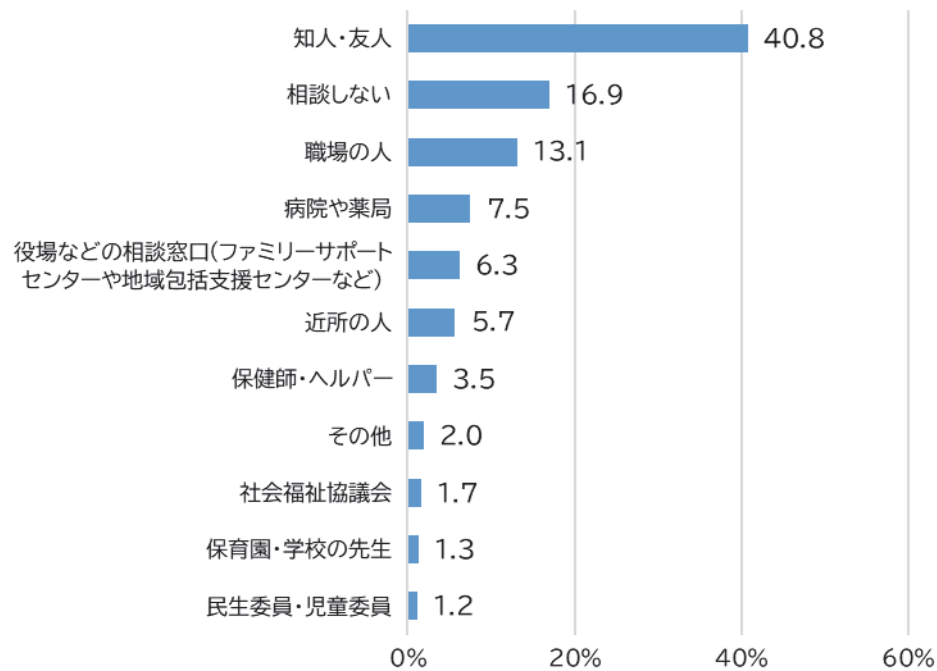


資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

④ 悩みごとや困りごとについて

◆悩みや不安についての相談先(家族や親族以外)(複数回答)

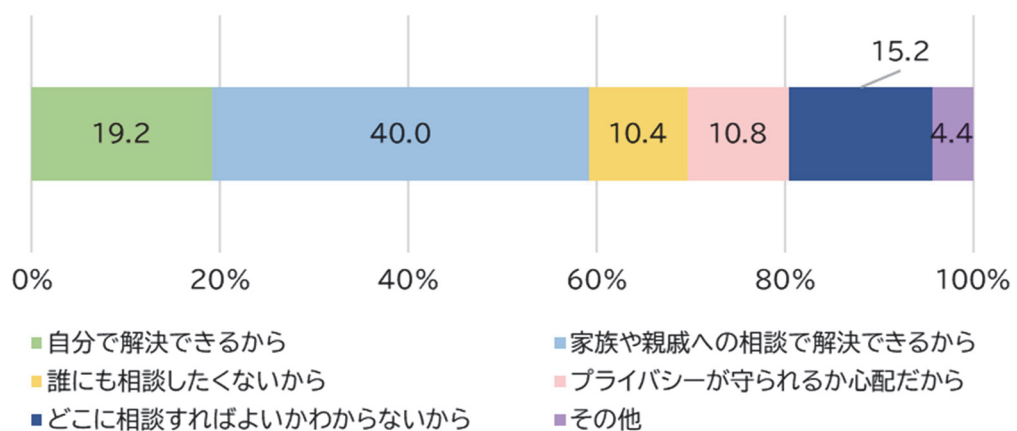
家族や親族以外の悩みや不安についての相談先は、「知人・友人」が最も多くなっています。以下、「相談しない」、「職場の人」が続いています。



資料: 昭和町 第4次地域福祉計画策定時(令和5年)アンケート結果

◆相談しない理由

相談しない理由としては「家族や親族への相談で解決できるから」が最も多くなっています。



3. 第3次地域福祉活動計画(令和2年度～令和6年度)の成果と課題

第3次地域福祉活動計画の事業と取組

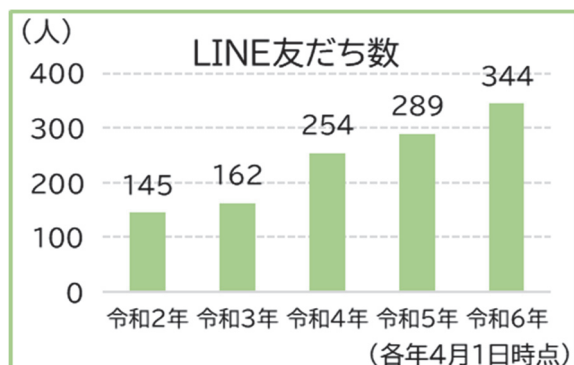
基本理念:みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪	
基本方針Ⅰ 協働の人づくり	
(1)広報・啓発	①ホームページによる広報 ②SNS 活用事業 ③社協だよりの発行 ④ボランティアだよりの発行 ⑤情報ネットワークの推進
(2)福祉教育	①児童・生徒のボランティア活動普及事業 ②小・中学生福祉標語・ポスター募集事業 ③福祉・ボランティア活動の意識啓発
(3)ボランティア育成・活動支援	①ボランティア活動推進事業 ②ボランティア・NPO ボードの管理 ③ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク) ④町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営・管理 ⑤ボランティア連絡協議会運営支援 ⑥ボランティア活動事業への助成 ⑦昭和町民とボランティアのつどいの後援 ⑧ボランティアに関する各種研修 ⑨ボランティアサロンコーディネーター講習会 ⑩ボランティア活動(傷害)保険の窓口業務 ⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備 ⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業
基本方針Ⅱ いきいきとした暮らしを支える基盤づくり	
(1)相談支援	①総合相談・支援事業 ②心配ごと相談事業 ③結婚相談事業
(2)健康づくり・福祉サービス	①生活支援体制整備事業 ②高齢者ふれあい事業 ③福祉スポーツ大会 ④軽スポーツ親善交流会の後援 ⑤運動指導事業 ⑥配食サービス事業 ⑦軽度生活援助事業 ⑧訪問型介護予防サービス:総合事業訪問型A ⑨外出支援サービス事業 ⑩いきがいクラブ活動支援事業 ⑪ボランティア移送サービス ⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】 ⑬登録ヘルパー友愛訪問事業 ⑭福祉車両の貸出事業 ⑮備品等貸出事業 ⑯成年後見制度利用支援事業 ⑰ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)【再掲】
(3)経済的支援	①生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の運営委託業務 ②臨時特例つなぎ資金貸付制度の運営委託業務 ③福祉金庫貸付事業 ④日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) ⑤生活福祉緊急援助(米券給付)事業 ⑥生活困窮者自立支援事業
基本方針Ⅲ 参加しやすい仕組みづくり	
(1)交流促進	①福祉まつりの実施 ②ICT(情報通信技術)活用事業 ③社協カフェ事業 ④くらしアップ!!事業 ⑤ふれあい祭りへの出展支援 ⑥親子ふれあい事業 ⑦子ども未来創生事業 ⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成 ⑨ふれあいランチ事業 ⑩年末・年始交流会事業
(2)連携強化	①情報ネットワークの推進【再掲】 ②地域見守りネットワーク事業 ③支部社会福祉協議会活動の推進 ④地域ケア会議との連携 ⑤障がい者福祉活動、母子福祉活動の推進 ⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携
(3)機能強化	①社会福祉協議会活動の充実強化 ②職員資質の向上と体制の充実 ③理事会、評議員会の充実強化 ④個人情報の保護 ⑤事務の合理化の推進 ⑥地域福祉の拠点として福祉センターの充実 ⑦地域福祉センターの運営・管理 ⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局 ⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動の推進と社資協力者の拡大 ⑩昭和町赤十字奉仕団事務局 ⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局 ⑫傾聴ボランティア事務局 ⑬昭和町結婚相談所事務局 ⑭支部社会福祉協議会事務局 ⑮障がい者福祉会事務局 ⑯母子寡婦福祉会事務局 ⑰遺族会事務局 ⑱共同募金活動の充実 ⑲賛助会員の拡大 ⑳新たな自主財源の確保
基本方針Ⅳ 安心して地域で暮らせる環境づくり	
(1)災害時支援	①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備【再掲】

基本方針Ⅰ 協働の人づくり

(1) 広報・啓発

【成果】

スマートデバイスに対応したホームページ作りや、昭和町社会福祉協議会公式LINE³アカウントによる電子媒体、社協だよりやボランティアだよりなどの紙媒体等を利用し、住民の繋がる地域活動やボランティア活動等の情報を伝えました。



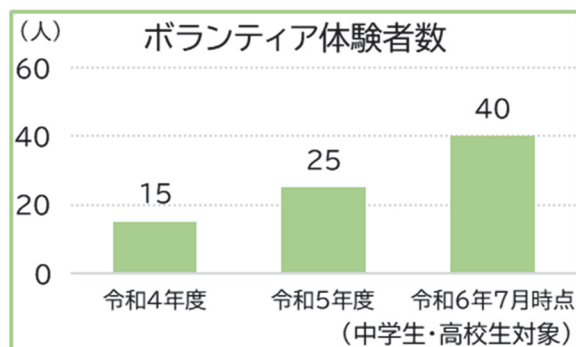
【課題】

住民の福祉に関する情報の入手方法に関しては、「町の広報」や「自治会(区や組などの)回覧板」の紙媒体が多く、また「社協だより『まごころ』」の認知度は高い一方で、「社会福祉協議会ホームページ」の認知度は低い状況です。若年層の情報の入手方法は、SNS⁴やホームページなどの電子媒体が主であるため、事業によって周知媒体、周知方法を検討する必要があります。また、必要な人に必要な情報を伝えるためには、関係団体や組織との連携も重要であり、容易に連絡を取ることができる情報ネットワークの確立が必要です。

(2) 福祉教育

【成果】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童生徒や教職員の負担を軽減するために廃止した事業がありました。このような状況のなかでも、令和4年度から新規事業として、中高生を対象に「福祉・ボランティア活動」に関心を持ってもらう機会の場合として、「ボランティア体験事業」を開始しました。年々参加者が増加しています。



【課題】

昭和町は全国に比べると少子高齢化は緩やかではありますが、高齢者や障がいがある人、支援を必要とする人(生活保護世帯等)は、増加傾向にあります。福祉教育の場を広げ、福祉・ボランティア活動への関心を育てていく必要があります。

³ スマートフォンやタブレット、パソコンなどで利用できるコミュニケーションアプリのこと

⁴ インターネット上で交流や情報共有ができる仕組みのこと

(3) ボランティア育成・活動支援

【成果】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動が制限された期間もありましたが、ボランティア視察研修会や情報交換会等、さまざまな講座を開催し、交流機会を創出しました。



ボランティア視察研修会

【課題】

アンケート調査結果によると、ボランティア活動に「参加している」と回答した人が15.2%、「ボランティア活動に「参加したことはない」と回答した人が、半数以上となる56.6%という状況となっています。一方で、ボランティア活動に「積極的に取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば取り組んでもよい」との参加意欲のある人が9割近くいることから、ボランティア活動参加への機会を創出し、活動に繋げていくことが重要となります。

また新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ボランティア活動ができなかったことによるモチベーションの低下等により、活動が減少した団体もあります。

基本方針Ⅰのまとめ

○必要な人に必要な情報を伝えるために、事業によって周知する媒体や方法を変えること、関係団体や組織と容易に連絡の取れる手段を確立することが必要です。

○ボランティア会員の新たな人材確保と育成のため、あらゆる世代を対象とした福祉教育の場や活動機会の創出が求められています。

基本方針Ⅱ いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談支援

【成果】

総合相談や心配ごと相談は電話や窓口で相談を受け、また内容によっては、適切な相談窓口への案内を行いました。結婚相談事業では、相談員による登録者同士の紹介や結婚相談、婚活パーティーの開催により出逢いの場を創出しました。



婚活パーティーの様子

【課題】

社会福祉協議会には「障がいがある人やひとり暮らし高齢者など、生活に不安がある人たちが、気楽に相談できること」が期待されています。実際に、相談内容は、「福祉に関すること」だけではなく、多岐にわたる「なんでも相談」となっており、適切な相談窓口の周知と、相談者に応じた関係機関の紹介や支援策等の助言に努めていくことが求められています。

(2) 健康づくり・福祉サービス

【成果】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できない年もありましたが、ニーズに対応した高齢者の健康づくりやふれあいの場の機会を創出しました。

生活支援体制整備事業においては、「支えあいのまちづくりフォーラム」を開催し、各地区での協議も始まりました。



生活支援体制整備事業協議体の打合せ

【課題】

高齢者の活動への新規参加が少なく、参加者が固定化しています。高齢者や介護サービス利用者が増加し、訪問型介護予防サービスや移送サービス等の福祉サービスへのニーズの増加が見込まれている一方で、ボランティア会員の高齢化やヘルパーの減少により、担い手不足となっています。新規利用者の受け入れが難しい状況です。

(3) 経済的支援

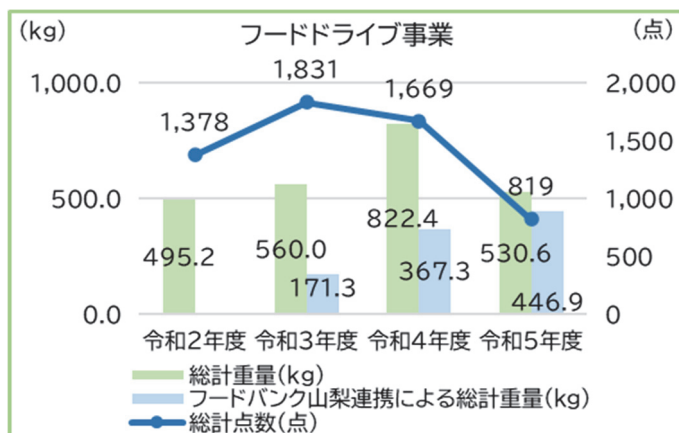
【成果】

経済的に困窮している人々への貸付支援や相談、フードドライブ事業による食料支援等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により発生した経済的問題に対する支援も行いました。

【課題】

生活保護世帯は増加傾向にあり、経済的困窮に関する相談も多くなっています。貸付支援の対象となる場合は少ないため、相談者の問題を理解し、適切な支援に繋げる必要があります。

緊急的食料提供は増えている一方で、物価高騰等の影響により、フードバンクに集まる食料が減少しています。



フードドライブ事業(箱詰め)

基本方針Ⅱのまとめ

○社会福祉協議会は、身近な相談場所であり、必要な人に適切な支援を届けることができるように、相談・支援を推進していく必要があります。

○福祉サービスのニーズに対応していくため、ボランティア会員やヘルパーの新規担い手の確保が急務です。

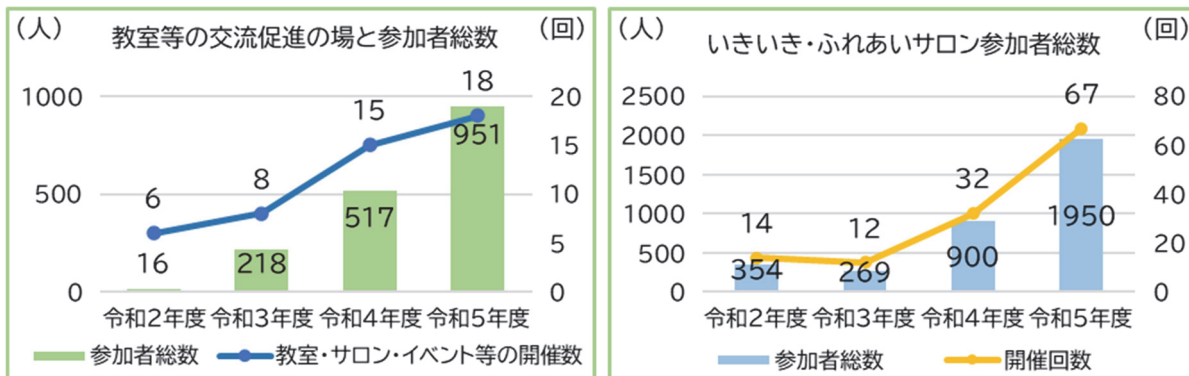
○緊急的食料支援の増加により、安定的な食料確保が課題です。

基本方針Ⅲ 参加しやすい仕組みづくり

(1) 交流促進

【成果】

高齢者の外出や交流、親子のふれあい、多世代間交流機会の場等が創出されました。



【課題】

地域で安心して生活していく上での問題点として、「地域における人と人との繋がりが希薄化している」、「世代間交流が不足している」と感じている人が多いため、地域の一員として参加できる交流促進の場が求められています。年々多くのイベントや活動が開催され、参加者が増加していますが、参加する人が固定化されてきています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響や高齢化により、各地区にある「いきいき・ふれあいサロン⁵」が一時休止や活動休止となっている地区があります。

(2) 連携強化

【成果】

社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等を通じた情報発信や、民間事業者への地域見守りネットワークの働きかけ、町と連携した認知症サポートに取り組みました。



運転ボランティア

【課題】

アンケート結果によると「隣近所や自治会などによる声かけ・見守り活動」や「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が地域や社会からの孤立を防ぐために有効と考えている人が多く、継続してこれからもさまざまな団体と連携していく必要があります。しかしさまざまな団体での高齢化や会員の減少により、活動が減少傾向にあります。

⁵ 町内全12地区で、高齢者の社会的な孤立防止や、生きがいづくりの場として、ボランティアにより開催している地域サロン活動のこと

(3) 機能強化

【成果】

昭和町いきがいクラブ連合会や日本赤十字社昭和町分区事務局、傾聴ボランティア事務局、障がい者福祉会事務局等、事務局としての役割を担い、活動支援を行いました。



事務局打合せ

【課題】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の制限や、会員の高齢化による会員数の減少が課題となっています。

基本方針Ⅲのまとめ

- 多くの交流促進の場が創出されており、より多様な人たちに参加してもらえる仕組みの検討が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の制限が生じました。想定外の状態になった場合の対策について考えていく必要があります。
- さまざまな団体で高齢化による会員や活動の減少がみられ、会の存続のための支援や新たな会員の確保が急務となっています。

基本方針Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

(1) 災害時支援

【成果】

災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備のため、毎年災害ボランティア協力員養成講座を行うとともに、他市町が開催する訓練に積極的に参加し、スキルアップと職員間の交流を図りました。また、令和3年からは月に1回の昭和町災害・防災ボランティア連絡会を立ち上げました。令和5年には山梨県地震防災訓練において災害ボランティアセンター設置運営訓練を行いました。



災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子

【課題】

地域で安心して生活していく上で、地域の役割や地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要なこととして「災害時対応や交通安全、防犯・防災に関する活動」と考えている人が多く、地域の一員として災害・防災等に対する意識の向上が重要です。一方で、災害ボランティアセンター設置運営訓練への住民参加が少ないのが現状です。

基本方針Ⅳのまとめ

○住民の災害等に対する意識の向上と災害ボランティア協力員の養成、近隣市町の社会福祉協議会との連携の確立が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「昭和町第4次地域福祉計画」では、町の総合計画における保健福祉分野の基本方針や方向性を踏まえた「**みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町**」を基本理念に掲げています。本計画は、町の地域福祉計画と両輪の位置づけであるため、地域福祉計画の基本理念と整合性をとりつつ、なおかつ、昭和町地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めた活動計画という性格を踏まえ、より具体的に「**みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪**」を計画の基本理念と定め、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、民間組織としての独自性や柔軟性をより一層発揮し、住民各層の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができる福祉のまちづくりを推進していきます。

計画の基本理念

みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪

【参考】「昭和町第4次地域福祉計画」における施策の体系

基本理念	みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町
基本方針	基本施策
【基本方針1】 協働の人づくり	(1) 互いに助けあう意識づくり (2) 福祉教育の充実 (3) バリアフリーの心の育成 (4) 地域活動の担い手づくり
【基本方針2】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり	(1) 住み慣れた地域で暮らすための支援 (2) 子どもと育つ地域づくり (3) 相談体制の充実
【基本方針3】 参加しやすい仕組みづくり	(1) 情報提供機会の充実 (2) ボランティア意識の普及・定着 (3) 地域福祉活動の育成 (4) 参加の場づくり
【基本方針4】 安心して地域で暮らせる環境づくり	(1) 地域の安全確保 (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 感染症対策の推進

2. 基本方針と体系

基本方針については、昭和町第4次地域福祉計画と整合性を保つため、同じ基本方針を掲げ、効果的な事業展開を推進していきます。

基本理念

みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪

基本方針

① 協働の人づくり

社会福祉協議会の活動を正しく認識してもらうとともに、住民それぞれが地域での活動に興味や関心を持ち、実際に参加できるよう福祉教育に対する理解と育成を進めます。また、ボランティアの育成及び多方面より活動支援を行います。

- (1) 広報・啓発
- (2) 福祉教育
- (3) ボランティア育成・活動支援

② いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活していくうえでの悩みや不安が相談できる体制や充実した福祉サービスが必要です。社会福祉協議会は、実際に地域福祉を実践していく担い手として、相談支援や福祉サービス、経済的支援等の多方面で事業を展開していきます。

- (1) 相談支援
- (2) 健康づくり・福祉サービス

③ 参加しやすい仕組みづくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支えあいの取り組みが必要不可欠です。日頃から地域のひとと挨拶や立ち話をしたり、地域での活動に参加したりするなどコミュニケーションをとることで、日常的な安否確認はもちろん、緊急時・災害時の助け合いや暴力や虐待の早期発見などにつながることもあります。そのため、地域住民の交流活動を行ったり、各種関係団体などとの連携を強化していきます。また、社会福祉協議会自体の機能の強化を図ります。

- (1) 交流促進
- (2) 連携強化
- (3) 機能強化

④ 安心して地域で暮らせる環境づくり

災害はいつ発生するか分かりません。高齢者や障がいがある人などは、災害時には避難などで何かしらの援助が欠かせません。こうした人たちへの支援体制として、災害ボランティアの受け入れ体制を確立させていきます。

- (1) 災害時支援

第4章 事業の展開

基本方針 ① 協働の人づくり

(1) 広報・啓発

ウェブサイトやSNS、広報誌や組回覧、イベント等、さまざまな場所や情報媒体を通じて、地域活動やボランティア活動の情報を提供し、地域福祉に対する住民の理解を深めるとともに、社会福祉協議会の認知度を高めます。

事業・取組	①ホームページによる広報
概要	事業の内容・予定等を随時更新し、住民の各事業への自発的な参加及び協力を呼びかけるなど、常に新しい情報を提供します。
4次計画の方向性	マルチデバイスに対応したホームページを運営していきます。また十分にホームページを活用するため、職員全員が運営管理できる仕組みづくりを検討します。

事業・取組	②SNS 活用事業
概要	高齢者をはじめ、若年層もターゲットに見据えた広報手段として LINE や Instagram 等を活用した情報発信を行います。
4次計画の方向性	情報発信ツールとして、LINEやInstagram等の運用を今後も活用していきます。また、スマートデバイスを使用している人には積極的にフォローや登録を促します。

事業・取組	③社協だよりの発行
概要	社会福祉協議会の活動をより身近に感じてもらうため、毎月発行の「広報しようわ」の社協だよりに「まごころ」欄を通じて、事業の開催や各種団体等の活動状況などの告知とともに、社会福祉活動への理解を促します。
4次計画の方向性	継続して、読みやすくわかりやすい内容を提供していきます。また、年齢や状況などによって紙媒体や電子媒体など、情報収集の手段が異なるため、必要な人に必要な情報が届くように、内容によって周知媒体や周知方法を検討しながら伝えていきます。

事業・取組	④ボランティアだよりの発行
概要	地域のボランティア活動を紹介し、ボランティア活動への理解と関心を深めます。
4次計画の方向性	ボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、引き続き町内を中心に活動するボランティア団体や地域のボランティア活動を紹介します。また、多くの住民の目に留まるようデザインやサイズ等についても工夫していきます。

事業・取組	⑤情報ネットワークの推進
概要	社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等を通じて情報発信し、住民の社会参加を促進します。
4次計画の方向性	社会福祉協議会から発信する情報をより効果的に周知するため、関係団体・組織との連携の拡充を図ります。これまでと同様な運営方法に加えて、容易に連絡のとれる手段の構築を目指します。

(2) 福祉教育

児童・生徒に向けて福祉やボランティア活動に対する理解と関心を高め、次代の地域福祉活動を担う人材の育成を目指すとともに、地域活動やボランティア活動に関心のある潜在的なボランティア人材の開拓・掘り起こしに努めます。

事業・取組	①ボランティア体験
概要	町内在住の中学生及び高校生を対象に、ボランティア活動や福祉活動に関心を持ってもらうため、体験機会を創出します。
4次計画の方向性	参加者数が増加傾向にあるため、多くの参加申込に対応できるような事業規模に拡大することや、ボランティアだけにとどまらない福祉活動への関心、体験機会の創出を計画していきます。

事業・取組	②福祉・ボランティア活動の意識啓発
概要	地域ボランティアの開拓に努め、「地域のために役立とう」という人を掘り起こし、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
4次計画の方向性	住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、地域のために役立とうという思いを持った人を各種ボランティア団体や事業へ繋げます。また、幅広いボランティア内容(踊り、楽器演奏、防災等)を周知していきます。

(3) ボランティア育成・活動支援

地域の助け合い、支えあいを主体となって進めるボランティアへの支援やさまざまな取り組みを行う団体や組織、個人の連携を促す交流機会の充実や学習機会の創出に努め、「共に生きる社会の実現」を目指して、ボランティア育成・活動支援を実施します。

事業・取組	①ボランティア活動推進事業
概要	健康づくりや生きがいづくり等を支えるボランティアの確保に努めると同時に、ボランティア育成のための研修会や情報交換会、「昭和町民とボランティアのつどい」を開催します。また、資質向上のための視察研修も実施します。
4次計画の方向性	ボランティアの高齢化が危惧されますが、社会参加や生きがいづくりへ繋がっており、ボランティアをするきっかけづくりを企画し、一人でも多くの住民に参加してもらえるように検討していきます。

事業・取組	②ボランティア・NPOボードの管理
概要	ボランティア募集、環境情報、イベント情報、講座・講演情報、助成金・寄付金等の情報、国際交流・災害支援情報に加え、身近な地域の情報を掲示し、ボランティア活動の情報を提供するボランティア・NPO ボードの管理を行います。
4次計画の方向性	引き続き、ボランティア・NPOボードの管理を行います。また、若年層の目に留まるように、ホームページにも掲載していきます。閲覧数によっては、LINEやInstagramによる配信を検討します。

事業・取組	③ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)
概要	地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。
4次計画の方向性	引き続き、活動の推進を図ります。また、新たな担い手を確保するための方法を検討します。

事業・取組	④町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営・管理
概要	ボランティア活動の拠点として利用できるよう適切な運営・管理に努めます。
4次計画の方向性	希望する団体には積極的に利用を促し、町内で活躍するボランティアグループの活動拠点として機能するような支援を図ります。

事業・取組	⑤ボランティア連絡協議会運営支援
概要	ボランティア連絡協議会の運営を支援し、研修会・講習会・情報交換会等の開催を通じ、ボランティア活動の推進を図ります。「ボランティア視察研修会」や「昭和町民とボランティアのつどい」は連絡協議会の主催事業となります。
4次計画の方向性	活動を継続するグループに対しての支援を検討するとともに、ボランティア団体の交流を図ります。ボランティア団体の会員高齢化の課題にも取り組みます。

事業・取組	⑥ボランティア活動事業への助成
概要	住民の主体的参加と地域連帯に基づき相互に支えあう福祉型まちづくりの実現に資するため、各種活動を実践する民間ボランティアを育成、支援することにより、善意活動に取り組みやすい環境づくりを目指します。
4次計画の方向性	ボランティア活動への助成は、活動費としての必要性が高いため、使用内容を検討し、改善を図りながら、継続実施していきます。また、活発なボランティア活動の促進のため、助成への申請や実績報告の簡略化を検討します。

事業・取組	⑦「昭和町民とボランティアのつどい」の後援
概要	ボランティアの資質向上とボランティア同士の交流を深めることにより、ボランティア活動の一層の充実を図ることを目的に、昭和町ボランティア連絡協議会が主催する「昭和町民とボランティアのつどい」を後援します。
4次計画の方向性	参加者の増加を目指し、主催団体と相談しながら事業内容や形態を検討します。

事業・取組	⑧ボランティア視察研修会の後援
概要	ボランティア活動に必要な技術や知識などの習得のために、視察研修や各種研修会の開催、案内を行います。
4次計画の方向性	視察研修会については、ボランティア連絡協議会や赤十字奉仕団と相談しながら、継続していくか等も含めて検討していきます。

事業・取組	⑨ボランティア講習会
概要	健康づくりと生きがいづくり等を支えるボランティアのための講習会を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。
4次計画の方向性	各団体の代表のみが参加するのではなく、会員の参加も積極的に促していきます。ボランティアの知識や技術の向上を目指したテーマや、講師の選考を行います。

事業・取組	⑩ボランティア活動(傷害)保険の窓口業務
概要	ボランティア活動中のさまざまな事故やケガ、損害賠償責任を保障する保険の窓口業務を行います。
4次計画の方向性	新年度前の保険加入への周知を徹底して行い、安心して活動ができるように案内をしていきます。二重加入についても確認を行います。

事業・取組	⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備
概要	発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し、災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう、研修会や実動訓練を行い、資質向上を図ります。
4次計画の方向性	災害ボランティア協力員養成講座を継続的に開催し、災害・防災ボランティア連絡会会員を増強します。災害ボランティアセンター設置運営訓練は、地元住民の参加があまりにも少なく、住民一人ひとりの災害・防災に対する危機感が足りない状況です。町災害・防災ボランティア連絡会入会への呼びかけ、災害・防災への関心を促すため、12地区において災害・防災の意識向上の場の創出を検討していきます。

事業・取組	⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業
概要	日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。
4次計画の方向性	事業利用者の拡大を見据えた周知活動を行い、他の事業との連携を検討します。事業協力者の活動しやすい環境づくりや、ボランティアの高齢化に伴い、新たな人材の確保に努めます。

事業・取組	⑬いきいき・ふれあいサロン情報交換会
概要	地区にあるサロン(ボランティア団体)が集まり、情報交換会を行い、技術や知識の向上や交流を図ります。
4次計画の方向性	いきいき・ふれあいサロンを実施しているボランティア団体への活動支援として、年に3回情報交換、研修を行います。

事業・取組	⑭ボランティア切っ掛け事業
概要	ボランティア活動を始める切っ掛けづくりとして、傾聴技術の習得やコーヒーやレクリエーションをテーマとした講座等を開催します。新規ボランティアの発掘と併せて、ボランティア活動への参加促進や育成を図ります。
4次計画の方向性	ボランティア人材の育成と確保を目的として実施していきます。

基本方針 ② いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談支援

日々の生活で生じるさまざまな困りごとや不安などを抱え込むことがないように、気軽に相談できる窓口運営に努めるとともに、専門知識が必要な生活課題についても関係機関と連携し、問題の解決につながるよう努めます。

事業・取組	①総合相談・支援事業
概要	各種相談窓口のPRを強化します。地域の高齢者等の各種相談に応じ、支援策等の助言を行います。
4次計画の方向性	各種相談を関係機関へ繋げるだけではなく、住民がどのようなことに困っているかを把握し、事案として多いようであれば、社会福祉協議会事業として解決や予防に繋がるサービスを検討していきます。今後も引き続き、各種相談事業の周知を行うとともに、高齢者や生活困窮者等の相談に応じ、関係機関の紹介や支援策等の助言を行います。

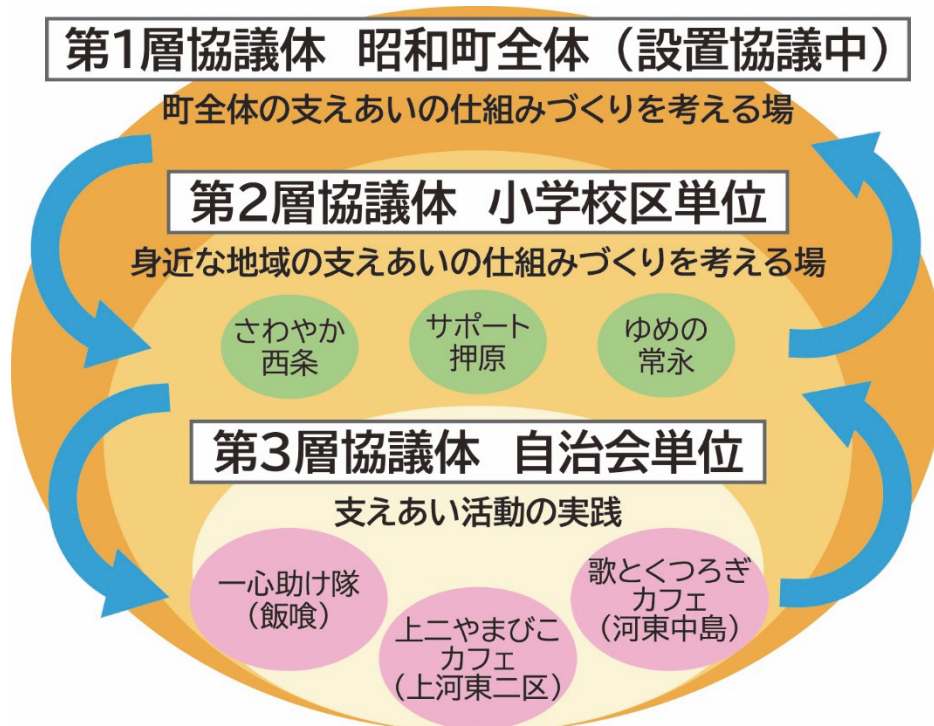
事業・取組	②婚活支援事業
概要	年に2回、出逢いのパーティーを開催します。
4次計画の方向性	近隣市との合同による婚活イベントを年に2回程度企画及び開催します。



(2) 健康づくり・福祉サービス

地域福祉の担い手として、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けられるよう、心と体の健康の維持・増進を目的とした高齢者の健康づくり事業を推進します。また、高齢者や障がいがある人を対象に、さまざまな在宅サービスを提供することで、日々の不安を解消し、安心して自宅で暮らせるように支援します。

事業・取組	①生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)
概要	町が実施する生活支援体制整備事業について、社会福祉協議会による生活支援コーディネーター ⁶ を配置し、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、身近な地域での支えあいを推進します。
4次計画の方向性	誰もが「住み慣れた地域」で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民や関係団体等と連携して「支えあいのまちづくり」の推進と充実を図ります。 第1層協議体 ⁷ (町全体の支えあいの仕組みづくりを考える)の設置について、町と協議を進めていきます。月1～2回、定期的に行っている第2層協議体(小学校区単位で身近な地域の支えあいの仕組みづくりを考える)のなかで、町全体としての困りごとやニーズが挙げられるよう、フォーラム等で協議体メンバー、第3層協議体(自治会単位で支えあい活動を実践する)の活動希望者を募っていきます。地域住民や職員に向けた事業の周知と理解の促進を図ります。



令和6年12月現在

⁶ 住民や協議体が行う、支えあいのまちづくりをサポートする人のこと

⁷ 協議体とは、住民同士が支えあいのまちづくりについて話し合い、支えあいの輪を広めるためのチームのこと

事業・取組	②コレカラ教室
概要	高齢者相互の親睦と、ふれあいを広げるとともに、地域社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、気軽に参加できる「音楽療法・リンパ体操・脳トレ体操・3B体操」などさまざまな教室を開催します。
4次計画の方向性	毎月開催する教室に興味を持ってもらえるような講師を発掘し、参加者の需要に応えた教室を積極的に開催していきます。年間参加者総数1,000人を目指していきます。

事業・取組	③ウォーキング大会
概要	高齢者の外出機会の創出と地域交流の場の提供を目的に開催します。
4次計画の方向性	高齢者に対して、運動とレクリエーションが複合した交流事業として、今後も継続して実施していきます。

事業・取組	④のびしろ体操
概要	運動機能の向上を図るとともに、寝たきりなどの要介護状態になることを予防することを目的に、健康体操教室を開催します。
4次計画の方向性	対象者が気軽に健康づくり、仲間づくりが実践できるように、アンケート調査等でニーズを把握するとともに、周知方法も工夫していきます。

事業・取組	⑤配食サービス事業
概要	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯及び身体障がい者であって心身の障がい及び傷病等の理由により調理することが困難な人を対象に、健康で自立した生活が送れるように配食サービスを提供し、併せて安否確認を行います。
4次計画の方向性	利用しやすいサービスの向上に努めていきます。

事業・取組	⑥軽度生活援助事業
概要	在宅の高齢者世帯等を対象として登録ヘルパーを派遣し、家事援助等のより細やかなサービスを提供します。
4次計画の方向性	サービス利用者の要介護状態への進行を予防することを目的に実施します。

事業・取組	⑦いきがいクラブ活動支援事業
概要	高齢者の生きがいづくりの一環として、いきがいクラブ活動やいきがい大学活動に対する支援を行います。
4次計画の方向性	いきがいクラブ会員・役員が主体性を持って活動し、魅力ある活動を行うことにより、会員増強を図れるようにサポートしていきます。

事業・取組	⑧ボランティア移送サービス
概要	公共交通機関を使用することが困難な高齢者を対象に、ボランティア人材バンクを利用した移送サービスの提供に努めます。
4次計画の方向性	現状の運転ボランティアの数は既に枯渇している状況ではありますが、住民にとっては今後も必要不可欠な事業と予測されます。交通弱者が急増することで住み続けることが困難な町とならないように、新たな支援策の創設について検討を進めます。

事業・取組	⑨昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】
概要	日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。
4次計画の方向性	事業利用者の拡大を見据えた周知活動を行い、他の事業との連携も検討します。事業協力者の活動しやすい環境づくりや、ボランティアの高齢化に伴い、新たな人材の確保に努めます。

事業・取組	⑩福祉車両の貸出事業
概要	生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者等へ車椅子のまま乗れる自動車の貸し出しを実施します。
4次計画の方向性	利用者増加による対応方法と燃料代の精算面で課題があるため、利用方法や利用料について検討していきます。

事業・取組	⑪備品等貸出事業
概要	高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図ることを目的に、社会福祉協議会が所有する備品(釜、車椅子、テント、遊具)等を貸し出します。
4次計画の方向性	備品の保管・管理を徹底し、貸し出し時に支障のないように、引き続き備品の貸し出しを行い、地域福祉向上に努めます。

事業・取組	⑫訪問型介護予防サービス:総合事業訪問型A
概要	高齢者で基本チェックリストの結果により事業対象となった人、または要支援認定を受けた人が地域で自立した生活を継続できるよう登録ヘルパーを自宅へ派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。
4次計画の方向性	町から提示される事業内容に沿って、サービス提供内容等を検討し、日常生活上の援助を行います。また、登録ヘルパーの状況により、毎年、町担当者と事業継続の協議を行います。

事業・取組	⑬ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)【再掲】
概要	地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。
4次計画の方向性	引き続き、活動の推進を図ります。また、新たな担い手を確保するための方法を検討します。

事業・取組	⑭成年後見制度利用支援事業
概要	成年後見制度の利用に関する相談支援を行います。
4次計画の方向性	利用者の増加が見込まれるため、事業実施について町との協議が必要です。委託を受けるための職員のスキルアップが課題となります。

(3) 経済的支援

経済的に困窮している人たちへの生活資金の貸付業務や相談業務を行うとともに、高齢者や障がいがある人であって判断能力が低下している人たちが地域において自立した生活が送れるよう支援します。また、生活困窮者自立支援事業についても、行政と協力し支援に取り組みます。

事業・取組	①生活福祉資金貸付制度の運営委託業務
概要	低所得、障がい者、高齢者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした県社会福祉協議会の委託事業で、民生委員の協力により窓口業務を担当します。
4次計画の方向性	事業のさらなる周知を図り、貸し付けによる経済的自立と生活の安定を目的に支援を行います。

事業・取組	②日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の推進
概要	認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある人等で、自己決定能力が低下しているためにさまざまなサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない人等に日常的な生活、金銭管理のサポートを行います。
4次計画の方向性	事業周知方法を検討し、支援が必要な人に対して適切なサポートを行います。また成年後見制度への移行も考えていく必要があり、担当職員体制の整備や関係機関との連携も検討していきます。

事業・取組	③生活困窮者自立支援事業
概要	経済的な困窮により日常生活に支援を必要とする人に対する相談、支援にかかる窓口業務を行います。
4次計画の方向性	事業の周知が進んでいるなか、今後も支援を必要とする人に、早い段階で当該事業を知ってもらうことができるよう、引き続き周知に努めます。

事業・取組	④フードドライブ事業
概要	家庭や職場で余った食料品を持ち寄り、食料の確保が困難な世帯や団体を支援するための活動を行います。町内のショッピングセンターに協力をいただき、回収箱を設置することで潤沢な食料確保を定期的に行います。
4次計画の方向性	生活保護受給までのつなぎとしての食料支援や、相談時に食料確保が難しい世帯への緊急食料支援として実施します。安定した食料確保ができるよう検討します。

事業・取組	⑤生活困窮者食料支援事業
概要	新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的に厳しい生活をされている世帯（生活保護世帯を除く生活福祉資金特例貸付を受けた世帯や児童扶養手当を受給しているひとり親世帯）を対象にフードドライブで寄せられた食料や日用品等をお渡しします。
4次計画の方向性	支援が必要な世帯に食料や日用品等をお渡ししながら相談窓口情報の提供をすることで支援窓口との繋がりに結び付けていきます。



基本方針 ③ 参加しやすい仕組みづくり

(1) 交流促進

すべての住民が同じ地域の一員としてふれあう機会の創出と福祉意識の啓発に努めます。同時に、児童と保護者のふれあい、高齢者の社会的孤立、ひきこもり防止など、ライフステージに沿った交流と社会参加の機会の創出に努めます。

事業・取組	①55キネマ映画鑑賞会
概要	町内在住の55歳以上の人を対象に、住民相互の外出や交流機会の創出、認知症予防等の目的で、年1回の映画鑑賞会を開催します。
4次計画の方向性	年々参加人数も増えており、高齢男性の参加も多くみられる事業となっているため、実施日の検討を行いながら今後も実施していきます。

事業・取組	②多世代間交流事業
概要	多世代間の交流機会の創出を目的として、老若男女問わず共通のテーマを楽しめる内容として開催します。
4次計画の方向性	子どもから高齢者まで多世代での参加があるため、今後も有意義な交流機会の創出を目的に実施していきます。

事業・取組	③ICT ⁸ (情報通信技術)活用事業
概要	タブレット端末やWi-Fi環境を用意し、住民相互の交流の場を創造します。また、スマートデバイスを使用したワークショップなどを開催し、住民の利便性の向上を図ります。
4次計画の方向性	敷設済みWi-Fiの提供を継続していきます。また、発災時に情報発信拠点になれるような仕組みも併せて検討していきます。

事業・取組	④社協サロン
概要	住民が気軽に集まることができる場所の提供をします。 ICT活用事業との連携を図りながら、外出機会の創出に繋げ、住民主体のコミュニティになるようなきっかけづくりを提供していきます。
4次計画の方向性	多くの住民の居場所となるように、周知方法などをより深く検討し、気軽に出かけられる場所として認知されるような事業展開を図ります。

⁸ Information and Communication Technology の略。情報通信技術を使って人と人とがつながる技術や、その活用方法のこと

事業・取組	⑤笑輪社協のアトリエ事業
概要	対象に年齢等の制限を設けることなく、多種多様な教室を開催します。気軽に参加できる交流の場として笑顔の絶えない、心身の健康を保つきっかけを提供します。
4次計画の方向性	参加者が毎年増えているため、住民のニーズを聞きながら、ニーズに合った教室を企画開催していきます。

事業・取組	⑥昭和町ふるさとふれあい祭りへの出展支援
概要	「昭和町ふるさとふれあい祭り」に参画し、ボランティア団体の出展を通して、地域住民とのふれあいを深め、活力ある地域づくりを推進します。
4次計画の方向性	ふるさとふれあい祭りへの出展についてボランティア団体へ周知します。また、希望する団体に対して出展支援を行います。

事業・取組	⑦IKUZO プログラム
概要	住民相互の繋がりを深める場と機会を通じて、よりよい地域環境と家族の絆づくりのきっかけを提供します。また、遊びや学びを通じて住民の豊かな心を育み健全な教育の熟成を図ることを目的としてさまざまな事業を開催します。
4次計画の方向性	年々参加応募数が増加し、好評の事業となっていることから、トラブル防止やスムーズな事務対応を検討していくとともに、令和2年度まで長い間行ってきた好評事業「マス釣り大会」の再開も検討していきます。

事業・取組	⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成
概要	高齢者を社会的孤立から守るなど、「自主的な仲間づくり」の場として各地区に設置したいいきいき・ふれあいサロンの活動を支援及び拡充していきます。
4次計画の方向性	新型コロナウイルス感染症拡大以降、各サロン団体代表が代替わりをしている地区もあり、企画・運営のサポートの継続、ボランティアの負担にならない運営方法の提案等、他市町村のサロン運営の見学、研修をしていながら一緒に検討していきます。

事業・取組	⑨年末・年始交流会事業
概要	住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的として、ひとり親家庭福祉会の実施する年末・年始の交流会事業に助成し、支援を行います。
4次計画の方向性	今後も引き続き、団体の福祉活動について精査しながら助成事業を継続し、福祉の向上に努めます。

事業・取組	⑩eスポーツ活用事業
概要	「eスポーツを活用した介護予防と地域づくり」をテーマに、各地区のサロン活動や世代間交流など、住民の交流の創出に対しての支援を積極的に行います。
4次計画の方向性	eスポーツをきっかけとした自主的な活動を行う団体の設立や支援を検討していきます。現況の活動を継続しながら、自治体をまたいだ交流会やイベントの開催を目指します。

(2) 連携強化

地域で安心して暮らし続けるためには、日々の生活での問題や困りごとが気軽に解決できる近隣環境が重要になります。地域単位での福祉活動の基盤となる組織づくりや保健・医療・福祉の連携、行政や各種団体等との連携を進めます。また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担います。

事業・取組	①情報ネットワークの推進【再掲】
概要	社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等を通じて情報発信し、住民の社会参加を促進します。
4次計画の方向性	社会福祉協議会から発信する情報をより効果的に周知するため、関係団体・組織との連携の拡充を図ります。これまでと同様な運営方法に加えて、容易に連絡のとれる手段の構築を目指します。

事業・取組	②地域見守りネットワーク事業
概要	高齢者・障がい者・児童が、地域で安心して暮らすことができるよう地域住民と民間事業者の協力を得て、見守りネットワークの組織づくりを進めます。
4次計画の方向性	町との委託契約の確認後、協定事業者への協定書の更新を行いながら、今後も事業所へ見守りの働きかけを行います。

事業・取組	③支部社会福祉協議会活動の推進
概要	地域福祉推進の中核組織として、支部社会福祉協議会の体制を強化します。支部社会福祉協議会を中心に、区、ボランティア等の協力により要援護者の援助や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を推進します。
4次計画の方向性	補助金交付事業を継続的に実施していきます。他の自治体の支部社会福祉協議会組織(地区社会福祉協議会組織)のような体制づくりを検討していきます。また、地区理事が中心的な立場となった地域づくり組織の創設を目指せるような体制づくりを検討します。

事業・取組	④地域ケア会議との連携
概要	地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の連携、関係機関や地域関係者との連携による総合的な在宅福祉サービスの提供について検討します。
4次計画の方向性	関係機関とも内容について検討しながら、連携強化に努めます。

事業・取組	⑤戦没者遺族活動、障がい者福祉活動、ひとり親家庭福祉活動の推進
概要	障がい者団体や、ひとり親家庭福祉会等の自主的活動に対して支援します。
4次計画の方向性	それぞれの団体の活動については、今後も支援を行い、会員の主体的な活動となるよう関わっていきます。

事業・取組	⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携
概要	昭和町、中央市合同での地域の障がい者等に対する支援体制の整備及び福祉サービスの充実を図ります。
4次計画の方向性	継続地域部会を通して課題の解決に向けた連携強化を図ります。

事業・取組	⑦キャラバン・メイト活動への参加
概要	町地域包括支援センターと連携し、「認知症になっても安心なまちづくり」の一翼を担う活動に注力します。
4次計画の方向性	キャラバン・メイト養成講座の受講は継続的に行い、将来的には認知症サポーター養成講座の開催を社会福祉協議会でも行えるように検討していきます。今後、社会福祉協議会においても積極的にキャラバン・メイト養成講座を受講し、昭和町地域包括支援センターと連携を図りながら認知症について問題意識、課題意識を共有していきます。

(3) 機能強化

地域福祉を推進していく中心的な担い手として、支援を必要とする人、支援を提供する人の相互の立場と権利を尊重しつつ、質の高い福祉サービスの提供体制を構築するとともに、さまざまなニーズに柔軟に対応できる組織体制の充実と所管する団体事務局の運営支援に努めます。また、民間団体としての独立性を高めていくため、社会福祉協議会会費、配分金、日本赤十字社交付金などの財源の確保について、住民の皆様及び事業所等への理解と協力を求めています。

事業・取組	①社会福祉協議会活動の充実強化
概要	民間組織としての特性を活かし、地域のニーズ、地域福祉の課題に順応できる体制を強化します。
4次計画の方向性	さまざまな事業により地域のニーズ・課題に対応できる体制を地域住民と共に確立していきます。ボランティアの担い手不足に対応する育成事業(講座・教室等)を開催し、一人でも多くの人に活動していただける環境を整えていきます。

事業・取組	②職員資質の向上と体制の充実
概要	職員の資質向上や技術の習得等のため研修の実施や各種研修会への参加機会を充実し、質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。
4次計画の方向性	自主財源を増やすため、新しい財源を確保できる新事業の発掘とともに、受けられる補助事業を検討し、地域福祉の向上に努めます。

事業・取組	③理事会・評議員会の充実強化
概要	理事会・評議員会の機能をより一層発揮できるよう、運営の充実を図ります。
4次計画の方向性	多くの理事・評議員に発言していただき、活発な協議ができる環境づくりに努めます。

事業・取組	④個人情報の保護
概要	個人情報を適正に管理するため、個人情報管理者等を定め、個人情報の保護・管理に努めます。
4次計画の方向性	今後も規程を遵守していきます。

事業・取組	⑤事務の合理化の推進
概要	業務がより効率的に遂行されるよう、事務の合理化を図ります。
4次計画の方向性	事業内容の定期的な精査を行います。また、担当以外でも対応可能な体制を構築していきます。

事業・取組	⑥地域福祉の拠点としての福祉センターの充実
概要	町内の地域福祉センター、総合福祉会館等の福祉施設の整備・充実を町に要請します。
4次計画の方向性	地域福祉センターとしての機能は現状では発揮できておらず、課題克服のため随時町と協議・検討していきます。

事業・取組	⑦地域福祉センターの運営・管理
概要	地域福祉センターの機器・設備の管理・清掃や、利用運営を充実します。
4次計画の方向性	住民が集い、相談・協議等のために気軽に利用できる環境づくりに努めます。

事業・取組	⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局
概要	いきがいクラブ連合会が自主運営組織として活動できるよう支援していきます。
4次計画の方向性	いきがいクラブ会員・役員が自主的に主体性を持って活動できるようにサポートし、魅力ある活動を行い、会員増強を図れるように支援していきます。

事業・取組	⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動
概要	赤十字活動・社資募集運動を支援します。
4次計画の方向性	住民数が増加しているなか、引き続き募集運動を実施していきます。

事業・取組	⑩昭和町赤十字奉仕団事務局
概要	団員の研修や訓練、また地域のボランティア活動に参加するための総合的なサポートを行います。
4次計画の方向性	赤十字奉仕団の方針に沿って、サポートを継続していきます。

事業・取組	⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局
概要	ボランティアグループ同士の結びつきを強め、お互いのグループの情報交換を行い、ボランティアが円滑に活動できる環境づくりへのサポートを行います。
4次計画の方向性	サポートを継続していくとともに、モチベーション向上のためのサポート方法を検討していきます。

事業・取組	⑫支部社会福祉協議会事務局
概要	地区理事や区長をはじめとする区役員、民生委員、関係団体、ボランティア等、地域住民が一体となった地域福祉活動の推進を支援します。
4次計画の方向性	地区理事を核とした体制を強固なものにできるような支援を検討します。

事業・取組	⑬障がい者福祉会事務局
概要	障がい者福祉会の各種事業の推進及び支援を行います。
4次計画の方向性	今後も引き続き各種事業の推進及び支援を行います。

事業・取組	⑭ひとり親家庭福祉会事務局
概要	ひとり親家庭福祉会の各種事業の推進及び支援を行います。
4次計画の方向性	今後も引き続き各種事業の推進及び支援を行います。

事業・取組	⑮遺族会事務局
概要	戦没者遺族会の各種事業の推進及び支援をします。
4次計画の方向性	会員の高齢化により会員数が減少し、活動も役員数名のみの参加となっているなか、各市町村青年部の確立や近隣市町との遺族会合併など、さまざまな課題が出てきています。引き続き町と協議し、各種事業についても検討していきます。

事業・取組	⑯傾聴ボランティア事務局
概要	傾聴を希望する人との連絡調整や研修会の開催など、傾聴活動における支援を行います。
4次計画の方向性	若い傾聴ボランティアの増加を図り、会員の意見を聞きながら、活動しやすい環境整備の支援を引き続き行います。

事業・取組	⑰共同募金会昭和町分会活動の充実
概要	共同募金について積極的に情報の提供を行うとともに、住民、町内小中高等学校、各区役員、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会関係者及び各企業の協力により募金活動を実施します。
4次計画の方向性	引き続き地域住民等の理解と協力が得られるよう、周知活動や募金協力の呼びかけを継続するとともに、情報提供を行うことで募金活動の必要性や透明性を伝えられるよう努めます。令和8年4月より「山梨県共同募金会昭和町共同募金委員会」に名称変更します。

事業・取組	⑱賛助会員の拡大
概要	個人会費は1口800円。団体会費は1口2,000円、特別会員1口1,000円以上を基本に依頼し、自主財源の確保のため、会員の拡大に努めます。
4次計画の方向性	町内事業所から会費を頂けるように検討していきます。 自主財源の確保について、社会福祉協議会では会費収入が主となりますが、今後団体・企業等の団体会員、特別会員への協力の促進に努めます。

事業・取組	⑲新たな自主財源の確保
概要	新たな自主財源の確保に努めます。
4次計画の方向性	社会福祉協議会会費の拡大を目指した活動を検討し、実施します。商工会と連携し、町内事業所からの会費徴収を検討していきます。

基本方針 ④ 安心して地域で暮らせる環境づくり

(1)災害時支援

地域の役割として期待されることは「緊急事態が起きた時の対応」が圧倒的に多くなっています。発災時における地域住民同士の助けあい、支えあいだけでは十分とはいえない状況となるため、災害時や緊急時のボランティアの受け入れ体制の整備に取り組めます。

事業・取組	①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備 【再掲】
概要	発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し、災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう、研修会や実動訓練を行い、資質向上を図ります。
4次計画の方向性	災害ボランティア協力員養成講座を継続的に開催し、災害・防災ボランティア連絡会会員を増強します。災害ボランティアセンター設置運営訓練は、地元住民の参加があまりにも少なく、住民一人ひとりの災害・防災に対する危機感が足りない状況です。町災害・防災ボランティア連絡会入会への呼びかけ、災害・防災への関心を促すため、12地区において災害・防災の意識向上の場の創出を検討していきます。



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、住民・地域やボランティア・NPO法人、事業者及び社会福祉協議会が主体となり、昭和町との連携のもと、地域活動のさらなる推進と、身近な地域課題の解決に向けた活動の方向性を示す計画として策定されています。そのため、これら地域福祉を担う主体と連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。また、地域福祉は住民との協働で成り立つものであることから、広報誌やホームページなどのさまざまな媒体を通じて、住民に対して本計画の周知と地域福祉への理解を図ります。

① 住民・地域の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人として、主体的に参加していただくことが大切です。また、地域福祉の担い手として声かけや見守りなど日常的な近隣との交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加し、地域での実践を継続していくことが求められています。

② 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る要として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。これまでの知識や経験を活かして、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、地域の調整役としての役割をより一層発揮することが期待されています。

③ ボランティア・NPO法人、事業者の役割

ボランティアやNPO法人は、多様化する地域の課題や福祉ニーズに対して、自らの活動方針に基づき、活動内容の充実とサービスの多様化を図ることが大切です。また、地域のさまざまな福祉活動団体や事業者と連携を図り、地域で支え合うまちづくりに参画する役割を担っています。事業者は地域の福祉ニーズに対して、これまで提供してきたサービスの一層の充実を図った上で、新たなサービスや地域公益活動への参画が求められています。

④ 昭和町との連携

昭和町が策定した「第4次地域福祉計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

1. 昭和町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和町における地域福祉活動を計画的、効果的に推進するために昭和町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する地域福祉活動計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、計画に関する必要な事項について、調査研究および協議し、計画案の策定を行う。

(組織)

第3条 懇話会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 社会福祉関係団体代表者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 社協役員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他社協会長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了の日までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 懇話会は、委員長が必要と認める場合は、関係者及び学識経験者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年5月23日から施行する。

2. 昭和町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定懇話会委員名簿

(順不同 敬称略)

選出区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
社会福祉協議会役員	昭和町社会福祉協議会	会長	長瀬 博志	
		副会長	中山 恵子	副委員長
		代表理事	浅沼 潔	
地域住民代表	昭和町区長会	代表	保坂 孝雄	委員長
関係行政機関	昭和町役場福祉介護課	課長	大森 保夫	
	昭和町役場いきいき健康課	課長	功刀 朱美	
	昭和町役場子育て支援課	課長	清水 文彦	
社会福祉関係団体	昭和町民生委員・児童委員協議会	会長	中山 恵子	
	昭和町いきがいクラブ連合会	会長	有賀 恵藏	
	昭和町障がい者福祉会	会長	川又 昭彦	
	昭和町ひとり親家庭福祉会	会長	井口 初江	
	昭和町ボランティア連絡協議会	代表	望月登志子	
	昭和町ボランティア連絡協議会	代表	吉岡 正人	
	昭和町赤十字奉仕団	委員長	篠原 頼子	
	社会福祉法人 昭和会 昭寿荘	施設長	吉田 昭雄	
	社会福祉法人 さかき会 みらいファーム	所長	中村 光輝	
	社会福祉法人 まみゆり会 押原こども園	園長	三神 久忠	

	所 属	役 職	氏 名	備 考
事務局	昭和町社会福祉協議会	事務局長	秋山高一郎	
		総務係長	小沢 和典	
		地域福祉係長	志村 美樹	

3. 計画策定の経過

年 月 日	会議名 等	会議内容 等
令和6年7月8日	第1回 昭和町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画策定懇話会	・委嘱状の交付 ・策定懇話会の組織について ・委員長及び副委員長の選出 ・概要の説明 ・町民アンケートの説明 ・今後のスケジュールについて
令和6年8月1日 ～8月20日	町民アンケートの実施	・各区の組長を通じて広報と一緒に全戸配布
令和6年10月25日	第2回 昭和町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画策定懇話会	・第3次計画の事業・取組の振り返り ・素案の説明
令和7年1月23日	第3回 昭和町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画策定懇話会	・第4次地域福祉活動計画 素案の承認 ・第4次地域福祉活動計画 概要版の説明
令和7年2月7日 ～2月21日	パブリックコメントの実施	・社会福祉協議会ホームページ及び窓口 素案を置き、意見を募集

昭和町第4次地域福祉活動計画

令和7年3月

発行:社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会
〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和町押越 955 番地 1
電話:055-275-0640 / FAX:055-268-3737

